第4次 太子町総合計画

「太子町まちづくり協働宣言」

みんなでめざします
豊かな緑と歴史を活かした　元気のあるまち 太子町
（2006～2015）

大阪府太子町

「豊かな緑と歴史を活かした元気のあるまち」を
ともにめざします

平成18年は、太子町が町制50周年を迎える節目の年です。この節目の年を新たな始点に、平成27年度までの10年間を目標年次として「第４次太子町総合計画」を策定致しました。

10年間という長期的なまちづくりではありますが、太子町を住みやすく・住み続けたいまちにしていくために、本計画は、住民の皆さまと行政が協働しながら、効果的に、まちづくりを進めていくための指針であると考えております。

近年の社会情勢は、少子・高齢化、情報化、国際化などにより複雑に様変わりしてきました。また、これからの10年は地方分権の進展により、地方自治体独自の、より主体的な役割が重要になってきています。

総合計画では、「太子17条のパートナーシッププラン」という聖徳太子の17条憲法にちなんで設定した目標を掲げ、住民の皆さまをはじめ、企業・NPO・地域社会と行政が連携し、まちづくりを進め、ともに行動していくことが必要であると考えておりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

おわりに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案を賜りました町議会、総合計画審議会の方々をはじめ、住民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成18年４月

太子町長　吉村久平

協働とは

わたしたちは、誰もがふるさと太子を安心して住み続けることのできる魅力あふれるまちにしたいと願っています。

この願いを実現させるために、住民も行政も、ここに住むみんなが協力してまちづくりを進めていくこと、これが「協働」であり、わたしたちはその定義を、次のように定めます。

共通の目的を実現するために
住民が相互に、または、住民と行政が
信頼と理解のもとに
お互いの特性や能力を活かしながら
連携し、協力して
取り組みを進めることです。

太子町第４次総合計画　目次

＜基本構想＞

◆序　章　第４次総合計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨 …… 1
２．計画の役割と構成 …… 1
３．計画の目標年次 …… 1
４．第４次総合計画の意義 …… 2

◆第１章　太子町の概況と課題

第１節　太子町の概要 …… 3
第２節　社会的環境の変化 …… 7
１．住民の意識 …… 9
２．太子町の可能性 …… 10
３．まちづくりの課題 …… 11

◆第２章　まちづくりの基本方針

第１節　まちづくりの基本理念と目標 …… 12
１．まちづくりの基本理念 …… 12
２．まちづくりの目標 …… 12
第２節　将来人口 …… 13
第３節　土地利用の方針 …… 14
１．現状と課題 …… 14
２．今後の土地利用の視点 …… 14

◆第３章　太子町まちづくり協働宣言・計画

第１節　太子町まちづくり協働宣言 …… 16
第２節　住民との協働計画 …… 17
（太子17条のパートナーシッププラン）

◆資　料　用語の解説 …… 18

＜基本計画＞

◆序　章　基本計画の構成

1．はじめに …… 21
2．まちづくり（パートナーシップ）指標の設定 …… 21
3．基本構想から基本計画へのフロー …… 21
4．基本計画　施策の大綱 …… 22
5．まちづくり（パートナーシップ）指標 …… 23・24

◆第１章　愛着と誇りを持てるまち［教育・文化・人権］

第１節　特色ある学校教育を進めます …… 26
第２節　生涯学習・生涯スポーツ人口を増やします …… 28
第３節　地域文化を振興します …… 29
第４節　人権尊重のまちづくりを進めます …… 32

◆第２章　いつまでも快適で生き活きできるまち［保健・福祉・環境］

第１節　健康づくりを支援します …… 35
第２節　福祉のまちづくりを進めます …… 38
第３節　豊かな生活環境づくりを推進します …… 43

◆第３章　みんなの力で安全と安心を守るまち［安全・安心］

第１節　安全・安心を確保します …… 47
第２節　道路交通体系を充実します …… 49

◆第４章　地域の魅力アップ［産業振興］

第１節　農林業を活性化します …… 52
第２節　消費生活・就労を支援します …… 53
第３節　観光・レクリエーションを振興します …… 54
第４節　商工業・サービス業を活性化します …… 55

◆第５章　構想の実現に向けて

第１節　住民主体のまちづくりを進めます …… 57
第２節　行財政改革を推進します …… 58
第３節　広域行政を推進します …… 60

◆協働事業例一覧 …… 61

＜資料編＞

◆太子町第４次総合計画策定の経過 …… 65
◆太子町総合計画審議会条例 …… 67
◆太子町第４次総合計画基本構想・基本計画について（諮問） …… 68
◆太子町第４次総合計画基本構想・基本計画について（答申） …… 69・70
◆太子町第総合計画審議会委員名簿 …… 71

太子町第４次総合計画・基本構想

序　章　第４次総合計画策定にあたって …… 1
第１章　太子町の概況と課題 …… 3
第２章　まちづくりの基本方針 …… 12
第３章　太子町まちづくり協働宣言・計画 …… 16
資　料　用語の解説 …… 18

序　章
第４次総合計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨

- 太子町では、昭和44年度に第１次総合計画を、昭和61年度に第２次総合計画を、そして、平成７年度に「いにしえの心を未来へ“近つ飛鳥の里　太子”－豊かな緑と歴史　いきいきヒューマンタウンをめざして－」を将来像とした第３次総合計画を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。
- 第４次総合計画は、新たな課題に対応するまちづくりの方向性と実現の方策を明らかにするものです。
- 時代の要請を的確に見極めながら、豊かで活力に満ちたまちづくりに向けて、「太子町総合計画」を策定します。

２．計画の役割と構成

- 本総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」によって構成します。
- 本計画は、まちづくりのすべての分野にわたって、課題を整理し、町の方向性と実現方策を示し、行財政運営の基本指針とするだけでなく、住民との協働[注1]目標となるものです。
- 本計画は、国・府・その他関連計画を踏まえ、国・府等との連携を図りつつ、本町の特性を活かし、計画的・効率的な行政運営をめざすものです。
- 「基本構想」では、本町独自の歴史・文化・自然資源などを保全・活用しながら、住民とともにめざすべき目標の指針を示します。
- 「基本計画」では、基本構想の具体化を図り、実効性を確保するための推進方策を示し、進捗状況や社会情勢などに大きな変化があった場合、弾力的に対応できるものとし、計画の変更・修正を行うものとします。
- 「実施計画」は、３ヵ年のローリングシステム[注2]により毎年度策定します。

３．計画の目標年次

- 本総合計画は、平成18年度（2006年度）を初年度とし、平成27年度（2015年度）を目標年次とします。

4．第４次総合計画の意義

基本構想の策定にあたり、時代背景や、まちづくりの到達度について整理し、第４次総合計画の意義を確認します。

（１）総合計画策定の時代背景

- 右肩上がり（経済、人口）を前提とした社会状況の終えんにより、経済政策をはじめとする国の大きな枠組みの見直しを余儀なくされています。
- 高度情報化や環境問題など、ボーダーレス社会（国と国との境が薄れた状態）の更なる進展で、多くの分野で国際競争社会に突入しています。
- 太子町においても、地方交付税の大幅な減少や扶助費の増加など、危機的な財政状況に陥っています。
- このような時代背景は、これまでの第一次～第三次総合計画策定の時代背景とは大きく異なっています。

（２）太子町のまちづくりの到達度

- 太子町のこれまでのまちづくりは、定住魅力を高めるための社会基盤整備に重点を置いて、進めてきました。
- 老朽施設の改修や土地利用など、引き続き整備が必要な課題もありますが、生活を支える道路網や上下水道などの基本的な都市基盤の整備は一定整ってきたといえます。
- 今後は、それら基盤施設の質的な充実が必要となっています。

（３）第４次総合計画の意義

- 以上から、これまで経験したことのない厳しい時代の中で第４次総合計画を策定するためには、これまでのような総合的な行政サービスの提供をめざすのではなく、新たな視点でまちづくりを考え直すことが必要となっています。
- 少子高齢化社会の動向を見据えつつ、多様化した住民のニーズに対応するために、「選択と集中」による行政運営に取り組んでいかなければなりません。
- そのため、第４次総合計画では、住民と行政の新しい関係であるパートナーシップ[注3]を基本視点として協働によるまちづくりを進めます。

第１章
太子町の概況と課題

第１節
太子町の概要

（１）位置及び地勢

- 太子町は、大阪府東南部に位置し、府の中心部より約25㎞、北は羽曳野市、西は富田林市、南は河南町に接し、東は金剛生駒紀泉国定公園を境に奈良県と接しています。
- 町域は、総面積14.17㎢で、東西5.3㎞、南北4.9㎞の広がりを有します。
- 地勢としては、北東部から南東部にかけて二上山及び葛城・金剛の名峰に囲まれ、中央部から西に向かって傾斜した地形を形成しています。

（２）歴史的沿革

- 太子町のシンボル的存在である二上山は、およそ2000万年前の火山活動により形成されたサヌカイト（古銅輝石安山岩の一種、割れると鋭利な破面が狩や生活の道具として珍重された）を産出し、これを求めて近畿一円より人々が集まり、文化的交流の基礎を築きました。
- 二上山の凝灰岩は加工のしやすさから古墳に納める棺の材料や、権力の象徴として、法隆寺や平城京などの政治の中枢を担う建築にも多用され、この地域をめぐる政治・文化の結びつきと広がりがうかがえます。
- 飛鳥時代には、わが国初の官道である「竹内街道」が、大陸への玄関である河内と政治の中心地・大和を結ぶ結節点としての意味を深めました。
- 官道の開通により大陸文化を迎え、その発案者でもある推古天皇をはじめ四つの御陵と、のちに歴史に大きな影響を与えた聖徳太子の墓が営まれるなど、文化交流の要衝となりました。
- 明治21年４月、町村制が発布され、春日村・太子村・葉室村を併せて磯長村に、山田村と畑村を併せて山田村になり、昭和31年９月30日に、町村合併促進法によって両村を廃し、現在の太子町となりました。
- 昭和40年代の高度経済成長期には、民間企業による住宅開発が進み、人口が急速に増加しました。その後は、西山特定土地区画整理事業などによって、現在も人口は増加しています。

（３）本町の現状

①人口

- 太子町の人口は過去10年間で1,626人、12.6％の増加となっています（◆人口の推移参照）。一方、同期間の大阪府全体の人口動態を見ますと、1.0％の伸びに留まっており、本町の人口増加率は上位に位置づけられます。
- 平成16年度末の本町の人口構成は、年少人口[注4]18.1％、生産年齢人口[注5]68.0％、老年人口[注6]13.9％という構成になっており、平成12年度国勢調査による大阪府の人口構成（年少14.2％、生産70.7％、老年17.9％）から比べると、本町の少子高齢化の進捗度は緩やかな状況にあるといえます。

◆人口の推移（各年度３月1日現在、単位：人、世帯）

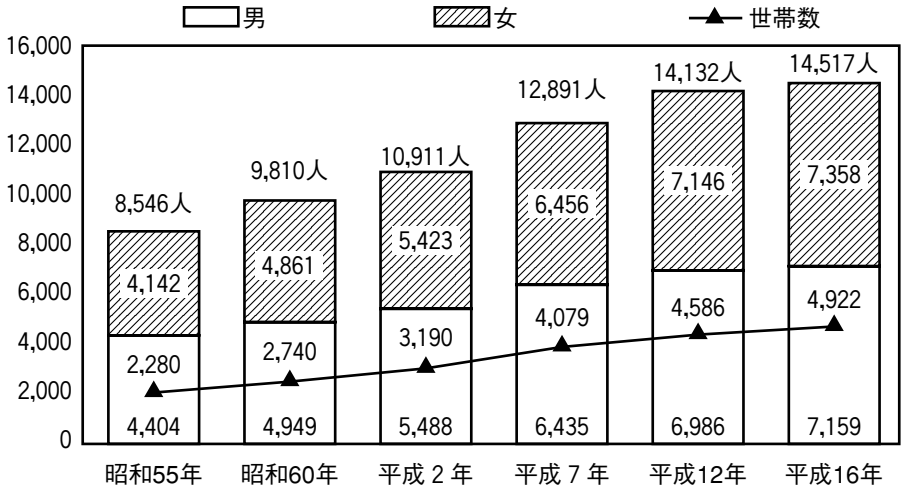

（出所：太子町住民基本台帳）

②産業

●産業構造

- 町内の産業構造は、第1次産業[注7]が大きく減少し、第２次産業[注8]は微増、第３次産業[注9]は大きく増加しています。
- 一方、平成12年国勢調査時の大阪府での構成比は第１次産業、第２次産業、第３次産業の順に0.5％、30.1％、67.6％で、それらと比較しますと、本町での第１次産業・第２次産業の占める割合は現在も大きいものになっています。
- 就業人口の推移を見ますと、次頁のグラフのように、第１次産業就業者は減少を続けています。第２次産業就業者は微増傾向にありますが、産業別就業者の構成比で見ますと、この10年間で微減しています。
- 反面、第３次産業就業者は増加傾向にあり、就業者人口総数では大きく増加しています。

◆産業別人口の推移

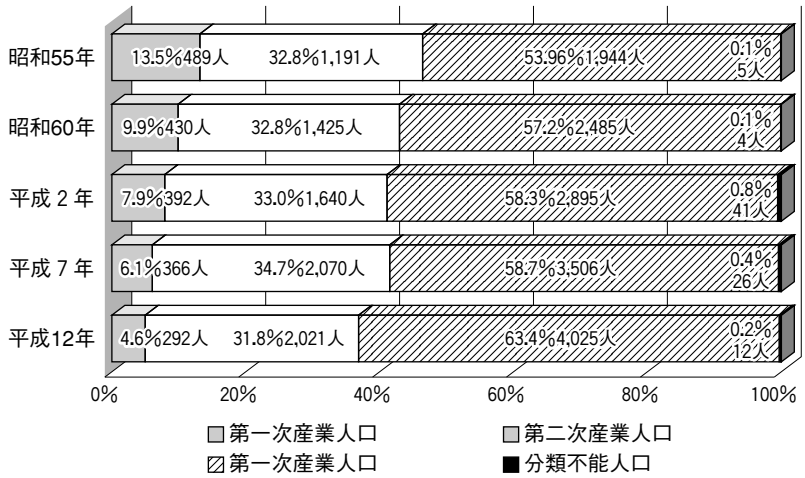

（単位：人）（出所：国勢調査）

◆就業人口の推移

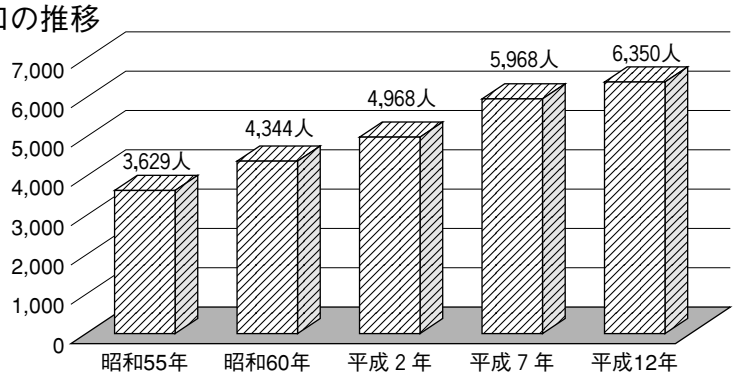

（単位：人）（出所：国勢調査）

●農業

- 平成７年と同12年の農林業センサスでの農家数の推移を見ますと、農家数は５年間で65戸、13.7％の減少、農家人口は304人、15.1％の減少となっています。
- 一方、同12年の大阪府全体に占める割合は、農家数で1.4％、農家人口で1.3％、となっています。

◆農家数と農家人口の推移　（単位：件、人）

年次	農家総数	農家人口	うち販売農家人口			
			計	農業だけ	農業が主	農業が従
昭和55年	614	2,849	1,523	803	42	678
60年	580	2,654	1,032	796	38	486
平成２年	478	2,170	1,256	770	37	449
７年	473	2,008	1,213	724	32	457
12年	408	1,704	737	476	29	232

（出所：平成12年農林業センサス）

●工業

●平成７年と同15年の工業統計調査によりますと、その８年間で事業所は19ヵ所、24.4％減少、製造品出荷額等で26億7千万円、26.7％減少しています。同15年の大阪府全体に占める割合は、事業所数で0.1％、製造品出荷額等で0.04％となっています。

◆製造業の推移

（単位：人、万円）

年次	事業所数	従業者数			製造品出荷額等
		計	男	女	
平成７年	78	664	403	261	999,999
８年	42	559	340	219	885,333
９年	40	546	331	215	995,912
10年	83	631	359	272	972,020
11年	40	489	278	211	854,137
12年	74	585	328	257	890,589
13年	40	486	299	187	752,073
14年	35	431	286	145	688,718
15年	59	484	312	172	733,016

（出所：工業統計調査）

●商業

●平成９年と同14年の商業統計調査を比較しますと、その５年間で本町の商店数は８店、7.8％増加、販売額は５億６千万円、6.8％減少しています。

●同14年の大阪府全体に占める割合は、商店数で0.08％、販売額で0.01％に留まっています。

◆商業の推移

（単位：人、万円）

年次	総　数			卸売業			小売業		
	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額
平成３年	124	413	633,964	16	59	162,400	108	354	471,564
６年	110	442	720,660	16	57	144,712	94	385	575,948
９年	103	374	838,157	13	50	152,676	90	324	685,481
11年	118	498	857,733	13	73	145,415	105	425	712,318
14年	111	571	781,326	11	77	187,244	100	494	594,082

（出所：商業統計調査）

③財政状況

- 平成７年度決算と同15年度決算を見ますと、地方交付税は徐々に減額されて、2.3％の減少となり、町債発行は80.1％と大きく増加しています。
- 国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を見直す三位一体の改革の確実な実施、行政のスリム化と徹底した行財政改革の推進に取り組まなければなりません。

◆平成７年度及び15年度決算の比較　（単位：千円）

歳入		平成７年度決算	平成15年度決算
	総計	4.170,582	4,718,318
	町税	1,345,722	1,546,526
	地方交付税	1,444,133	1,410,371
	町債	353,800	637,100
歳出		平成７年度決算	平成15年度決算
	総計	4,066,248	4,593,649
	人件費	1,015,017	1,121,762
	扶助費	304,310	386,596
	公債費	544,739	691,411
	普通建設事業費	650,388	582,009
積立金残高		1,195,497	911,752
地方債残高		5,949,350	6,213,118

（出所：太子町決算書）

第２節 社会的環境の変化

（１）少子高齢化の進行

- わが国の総人口は、平成18年（2006年）をピークに減少するとともに、他の先進国には例をみない速さで高齢化が進み、同52年（2040年）には老年人口（65歳以上）の割合が３分の１に達する見通しです。
- 人口減少や少子高齢化による人口構造の変化は、年金・医療・福祉分野、地域社会や地域経済など、生活全般に大きな影響を及ぼすものと予想されます。

（２）環境共生意識の高まり

- 大量生産、大量消費型の社会システムは地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊などの深刻な影響をもたらしています。
- 太子町においても、エネルギーの節減・廃棄物の再利用等、環境共生型、循環型社会の実現に向けた責任ある行動が求められています。

（３）安全安心への関心の高まり

- 平成７年１月の阪神・淡路大震災は自然災害の脅威を示すとともに、戦後のわが国を支えてきた政治・経済・社会システムの弱点や弊害が露呈しました。大阪府域でも東南海・南海地震の高い発生率が国から発表され、住民も強い不安を抱いています。
- そこで、本町においても、阪神・淡路大震災などの教訓を活かし、住民の防災意識を高めるとともに、町の危機管理体制を強化し、災害発生時における広域的な相互支援体制を整えるなど、災害に強いまちづくりが求められています。
- さらに、身近な場所での犯罪が相次ぐなど、安全安心の確保が最重要課題の一つとされています。
- また、保険や年金などの社会保障制度への不安、民間企業の事業再構築（リストラ）、長期化した経済不況などが将来の生活設計に大きな影響をもたらしています。

（４）地域経済の変化

- バブル経済の崩壊以降、長期にわたり景気の低迷が続いています。
- 国や地方も税収の落ち込みと膨張し続ける国・地方債を抱え、今後も厳しい状況が推移するものと予測されます。
- このような状況を直視し、従来にも増してより効率的な執行体制を確立していくことが求められています。
- 一方、農林業や商工業は産業構造の変化など、厳しい経営状況を訴えている例が少なくありません。
- そのため、このような状況に対応できる経営基盤の強化や、新しい可能性を生み出す「太子ブランド」の創出などの積極的な取り組みが求められています。

（５）地方分権の進展と財政悪化

- 平成12年４月の地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権時代を迎えました。地方への税源の移譲など「地域で考え地域で実施する」という「自主・自立」が求められています。
- しかし、税源移譲・交付税の削減・補助金の削減からなる三位一体改革など先行きは不透明です。このような時代に対応するためには、かつてのような右肩上がりの経済成長は期待できないということを認識し、徹底した行財政改革の視点による「選択と集中」が必要です。
- そこでは、地域住民が地域の課題を主体的に解決するという住民自治の確立が前提となっており、多様な分野のまちづくりを住民と行政が一体となって進めていくことがますます重要になっています。

1．住民の意識

（1）今後のまちづくりにおける施策の重要度について

●住民が重要とする施策では、「身近で必要な医療サービスが受けられる環境」が最も多く、次いで「小中学校などの教育環境」、その他には「バスなどの公共交通機関の便利さ」、「安心して子育てができる環境」、「犯罪の防止や交通安全への取り組み」、「身近な道路の安全や快適さ」、「防災対策など安心して暮らせるまちづくり」、「お年寄りが健康でいきいき暮らせる環境」、「消防・救急体制」、「障害者が自立して安心して暮らせる環境」、などがあげられています。

（2）太子町の将来像について

●町の将来像では、「保健や医療の充実した健康で安心して暮らせるまち」が最も多く、次いで「交通事故や犯罪がない安全なまち」、「公共交通機関が整った便利なまち」、「緑豊かな自然環境を大切にするまち」、「ショッピングセンターなど、日用品が町内で購入できる便利なまち」、「福祉の充実した健康でいきいき暮らせるまち」、「聖徳太子の『和』の心を大切にするぬくもりのあるまち」、「下水道が整い、ごみや公害のない清潔・快適なまち」などへの取り組みが広く求められています。

●さらに、今後の太子町の進路としては、「現在の町域のまま、近隣の市町村との連携・協力をより強めたまちをめざすべき」という回答が最も多く、小差で「現在の町域のまま、本町の特性・特徴を活かした自立したまちをめざすべき」という回答が続いており、７割近い住民は、現在の町域のままで、広域的な連携・協力を強めながら、本町の特性・特徴を活かした自立したまちづくりを望んでいます。

（3）町政への住民参加について

●「インターネット等によって意見を述べたい」、「積極的に町政に対して提言したい」、「町長との座談会等があれば参加したい」といった回答が合わせて４割近くを占めていますが、「町政への住民参加のあり方」では、「わからない」という回答が２割近くを占めています。

●「住民参加のまちづくり」を活発にする方策としては、「まちづくりに関する情報を住民に提供する」や「町の計画づくりなどへの住民の参加の機会を積極的に設ける」方策をそれぞれ３割以上の住民が望んでいます。

2．太子町の可能性

（1）豊かな自然環境

- 太子町は、二上山など、金剛生駒紀泉国定公園の豊かな自然環境に恵まれています。
- 斜面地に広がる果樹園を中心とした農地や、山裾に広がる農地と集落の織りなす風景など、身近な緑に触れ合うことができ、人と自然が共生できるまちと考えられます。

（2）固有の歴史的遺産

- 太子町は、聖徳太子御廟をはじめ四つの御陵を擁する磯長谷古墳群にみる飛鳥時代の文化や太子御廟前に建立された叡福寺を中心として展開する太子信仰の歴史、最古の官道といわれる「竹内街道」をめぐる地域間交流の歴史など豊かな歴史遺産に恵まれています。
- このような歴史資源に住民が身近に触れることにより、暮らしの中で心の豊かさや、ふるさととしての誇りを実感できるまちと考えられます。

（3）良好な住宅都市

- 太子町は、西山特定土地区画整理事業や民間による大規模な住宅地開発が進められ、聖和台に代表される良好な住宅地が広がっています。
- このような良好な住環境を活かしつつ、日常生活の利便性の向上に努めることにより、今後も魅力ある住宅都市としての発展が期待されます。

（4）広域幹線道路

- 南阪奈道路の開通により、関西国際空港や大阪都心部、奈良県中和地域からのアクセスも飛躍的に向上したことにより、国内外からの来訪者が増えていくことが期待されます。

（5）活発なコミュニティ活動

- 太子町では、町会・自治会を中心とした地域活動が活発であるほか、「町民体育祭」や「ふれあいＴＡＩＳＨＩ」などのイベントを通じたコミュニティ活動も行われています。
- このような地域活動を支える人の力が、さまざまな分野の担い手として活躍することが期待されます。

3．まちづくりの課題

（1）課題①　定住魅力を高める地域資源の活用

- 太子町は、聖徳太子御廟や御陵など、歴史・文化資源に恵まれています。さらに、大阪府内では有数の豊かな自然環境や里山など、のどかな自然・田園景観を保持しています。
- こうした固有の資源を活かし、歴史・文化とのふれあい、大学等の教育機関との連携による生涯学習・社会教育機会の拡充を図ることが重要です。

（2）課題②　安全安心な生活を実現する連携・協働

- 万葉の時代から親しまれている二上山や金剛生駒紀泉国定公園が織りなす自然居住型地域として、快適な生活環境を整えていくことが重要です。
- さらに、東南海・南海地震など、大規模災害への対策や、複雑・多様化する犯罪などに対応し、住民･地域社会･行政が互いに連携し、防災・交通安全・防犯意識の向上と体制整備などを図り、安全安心に暮らせるまちづくりに取り組むことが重要です。

（3）課題③　地域活力を生み出す戦略的な施策展開

- 太子町は、これまで都市基盤や公共施設などの整備に努めてきました。そして、住民生活における諸活動が町内で充足し、利便性の向上が図られるようになってきました。
- 今後、こうした社会資本をさらに充実させるとともに、減少する商店数に歯止めをかけ、多様な交流拠点を拡充・強化する施策の推進が必要です。
- 南阪奈道路などの広域幹線道路の整備や関西国際空港の拡張によって、大阪都心部や奈良県などとの結びつきが強化されつつあります。
- このような交通基盤をもとに、固有の地域資源を活かして多様な交流を促進する、「交流人口[注10]の拡大」という視点が重要となります。

（4）課題④　住民と行政が協働できる体制づくり

- 住民は、地方分権推進の主役であり、新たなまちづくりの主体でもあります。
- 住民が積極的に参画できる協働体制がこれからのまちづくりの大きな課題です。
- 計画策定や政策立案など広くまちづくりに関わり、より多くの人々の意見が町政に反映される環境の整備を進めることが必要です。

第２章
まちづくりの基本方針

第１節
まちづくりの基本理念と目標

１．まちづくりの基本理念

- 太子町には1400年余りの歴史を経て、今なお聖徳太子の「和を以って貴しと為す」という精神、風土が息づいています。
- この「和」とは、単に友好的な「和」を指すのではなく、聖徳太子が新しく確かな国造りのために最も重要なものとして定めたものであり、連携と協働、一体化などの意味を持っています。
- また、聖徳太子が説いた「和」の精神の意味を現代に置き換えると、共生[注11]・調和・和やか・パートナーシップなど、これからのまちづくりに活かすことができます。
- この「和」の意味を今一度、深く理解し、太子町のまちづくりの基本理念とし、たとえ難局にあってもこれを打開し、取り組みを進めていきます。

「和」のまちづくり

２．まちづくりの目標

（１）『人の和を育てる』

- 人間関係が希薄化したといわれる現代社会においても、本町では、人びとのふれあいや地域コミュニティが根強く継承されています。
- こうした「人の和」は本町の強みでもあり、人びとの支え合いが必要とされる少子高齢化社会や地方分権型社会におけるまちづくりの要となります。
- そのため、一人ひとりがお互いを支えあう気持ちを結びつけるネットワークが必要です。
- 今後は住民がともに支え合うまちづくりを進めるための「人の和」を育てていきます。

（２）『文化の和を守る』

- 太子町は、豊かな自然に恵まれるとともに、固有の歴史遺産を有しています。
- 多くの住民も本町の将来像として、「緑豊かな自然環境を大切にするまち」や「聖徳太子の『和』の心を大切にするぬくもりのあ

るまち」など、自然や歴史・文化を守り、共生していくことを重要視しています。

- そして、自然や歴史的環境の保全と活用を図る「文化の和」を守りながら、本町に「住み」、「働き」、「学び」、「遊ぶ」機能と魅力を拡充していきます。

（3）『地域の和をひろげる』

- 大半の住民は広域的な連携・協力を強めながら、本町の特性を活かした自立したまちづくりを望んでいます。
- 地域産業においては、大都市圏も含めた地域との多様な交流を促進し、人・モノ・情報のネットワークを強化することにより、新しい地域活力を創出していく必要があります。
- そして、地域産業の要でもある農業、商工業・サービス業の振興、さらに、観光レクリエーション産業の振興とともに、消費生活・就労支援の充実など「地域の和」をひろげていきます。

第２節 将来人口

将来人口の設定

- 今後、わが国では少子化や急激な高齢化が進行し、年少人口（０～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）の減少が避けられない状況となっています。
- このような人口構造・社会構造の変化に対応するため、「交流人口」の拡大による活力の維持・増進に取り組んでいく必要があります。
- 同時に、少子高齢化の進行に対応した施策を周辺市町村とも連携・協働しながら取り組んでいきます。
- 過去５年間の人口推移率を５歳階層別にとらえて算定した、今後10年間の人口推計は下表のとおりです。
- そこに、新たな定住者確保を図りつつ、現状の人口増加基調を維持しながら、目標年次の平成27年度（2015年度）の人口を約17,000人と設定します。

◆太子町の人口推計

（単位：人）

世代＼年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
０～14歳	3,400	3,397	3,393	3,392	3,395	3,400	3,407	3,416	3,427	3,439	3,452
15～64歳	8,741	8,780	8,810	8,845	8,885	8,930	8,980	9,035	9,096	9,162	9,234
65歳以上	2,470	2,568	2,672	2,779	2,892	3,010	3,132	3,261	3,396	3,536	3,683
合計	14,611	14,745	14,874	15,016	15,172	15,339	15,520	15,713	15,919	16,137	16,369

（参照：平成12年国勢調査及び以降の太子町住民基本台帳）

第３節
土地利用の方針

１．現状と課題

●第三次総合計画では、本町の持つ豊かな風土や歴史遺産を踏まえ、「豊かな緑と歴史が調和した住環境重視」のまちづくりを進めてきました。
●南阪奈道路の整備とあわせた周辺地域の土地利用を積極的に図るべく取り組んできましたが、バブル経済崩壊後の景気低迷などの影響もあり、土地利用そのものが思うように進んでいかないなど、様々な課題を抱えています。
●こうした中、今後の土地利用の方向は、豊かな自然環境や固有の歴史、文化遺産の保全と活用に加え、地域にあった多面的な可能性を追求し町の活性化につなげることが必要になっています。

２．今後の土地利用の視点

●南阪奈道路のインパクトの活用と太子インターチェンジや幹線道路周辺の土地利用の促進
●広域を結ぶ高速道路網や幹線道路の機能を活かし、地域特性との整合を図りながら、生活の利便性の向上や地域経済の活性化につながるような土地利用を進めます。
●規制と緩和の調整など、様々な手法の活用による地域の空間づくり
●自然環境や農空間の保全と活用、道路ネットワークの活用による土地利用などを進めるため、規制と緩和の調整を図るなど、地域固有の特性を踏まえた土地利用の可能性や手法を検討します。

（１）広域展開ゾーン

●広域展開ゾーンは、太子インターチェンジ周辺地域とします。インターチェンジを活用した広域的な人、モノ、情報の交流、さらには国際交流も視野に入れた多様な交流拠点の形成に取り組みます。
●既存環境との調和を重視しながら、環境に優しい工場や流通、教育文化・研究機関などを誘導します。
●既存市街地の隣接地においては、公共施設整備にあわせて、良好な市街地の形成に努めます。

（２）中央ゾーン

●中央ゾーンは、太子中央線と美原太子線、国道166号の交わる周辺地域とします。
●既存市街地周辺は、本町の運営と交流の拠点となる役場や万葉ホール、公民館、和みの広場などとともに歴史資源の集積地で、叡福寺・二上山を結ぶ結節点となっています。歴史・文化・観光拠

点などの機能の充実を図るとともに、美原太子線については本町の「顔」にふさわしい、人が集い、にぎわいのある空間の整備に取り組みます。

（3）緑住ゾーン

- 緑住ゾーンは、磯長台・聖和台地区の西側及び太子交差点の周辺地域とします。古墳や緑地が多く残り、それらの保全や農業的土地利用との調整、自然環境と調和した住環境の整備を推進します。
- 美原太子線、柏原駒ヶ谷千早赤阪線周辺の都市的土地利用に適した区域については、集客施設誘導地として、住民生活の利便性の向上につながるよう取り組みます。また、隣接市町との土地利用の整合を図り、広域的な都市計画に努めます。

（4）緑地環境ゾーン

- 緑地環境ゾーンは、美原太子線より南側及び総合スポーツ公園までの周辺地域とします。総合スポーツ公園や既存の民間施設等の地域資源を活用したレクリエーションやグリーンツーリズム[注12]、エコツーリズム[注13]などに取り組みながら、様々な手法の活用などにより、農空間の活用方策を検討します。
- 町立竹内街道歴史資料館や孝徳天皇陵など歴史資源の集積地であり、地場産品の案内と販売、観光や情報発信の機能を備えた「道の駅」などの施設を活用し、本町の歴史の案内や地域経済の活性化に取り組みます。

（5）自然レクリエーションゾーン

- 自然レクリエーションゾーンは、金剛生駒紀泉国定公園を含む本町の東側周辺地域とします。近郊緑地保全区域や国定公園で構成され、大阪府内でも貴重となった豊かな自然が保全されている地域です。今後は、二上山、ダイヤモンドトレール[注14]など魅力ある資源を活用しながら、広く府民が親しみやすいレクリエーション機能を高めるなど、緑と調和した土地利用を図ります。

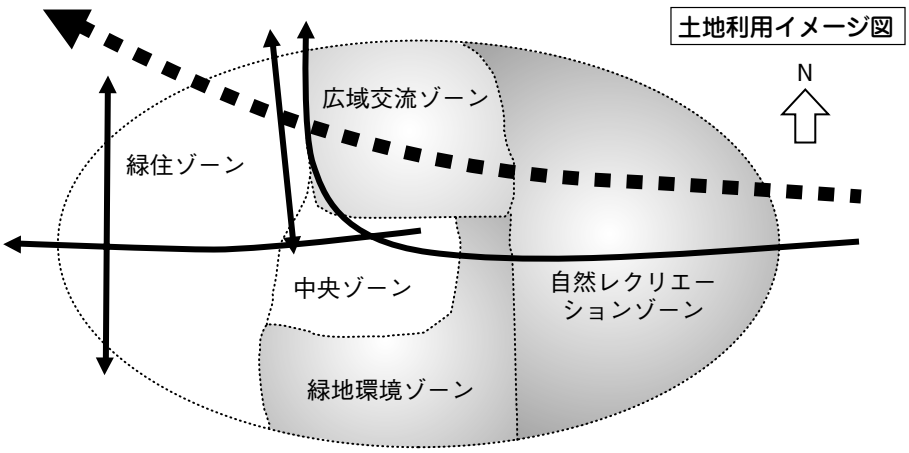

第３章
太子町まちづくり協働宣言・計画

第１節 太子町まちづくり協働宣言

- これまでのまちづくりは、人口・経済などの様々な面で「右肩上がり」の成長を前提に進めることが可能でした。
- 近代史上例のない人口減少社会を迎え、少子高齢化社会が加速しています。さらに、国や地方自治体の財政状況は極めて厳しい状況にあり、全国一律の施策から地方分権の自主・自立型の政策に転換されようとしています。
- そして、行政主導型から、行政誘導型を経て、「自分たちのまちは自分たちでつくっていく」という住民と行政の協働のまちづくりの展開が課題となっています。
- 今後は、一人ひとりの個人、企業、ＮＰＯ[注15]、地域社会と行政が連携し、まちづくりを進めていくことや、ともに行動していくことが重要です。
- 太子町では、これまで「豊かな緑と歴史が調和した住環境重視」のまちづくりを基本目標にしながら、その実現に向け取り組んできました。
- また、様々な人々との出会いやふれあいを通して、ふるさと意識や良好なコミュニティが培われることを大切にしてきました。
- これからは豊かな自然環境や聖徳太子御廟などの歴史遺産をまちづくりに活かしながら、新たなまちづくりをめざすことが必要です。
- そこで、本町はこれまでのまちづくりを礎とし、住民との協働による「活力と元気のあるまち」をめざします。

そして次のとおり、宣言します

太子町まちづくり協働宣言

みんなでめざします
豊かな緑と歴史を活かした元気のあるまち　太子町

第２節
住民との協働計画
（太子17条のパートナーシッププラン）

「太子町まちづくり協働宣言」のもと、住民と協働でめざしていく具体的な目標、（パートナーシッププラン）を聖徳太子の17条憲法にちなんで設定し、ともに力を合わせ、達成をめざします。

１．愛着と誇りを持てるまち

①みんなが愛着と誇りを持てるまちづくりを進めます
②地域の教育資源を活かした、特色ある学校教育・生涯学習に取り組みます
③文化とスポーツを通して多様な交流を進めます
④一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めます

２．いつまでも快適で生き活きできるまち

⑤一人ひとりの健康づくりが進むように取り組みます
⑥地域で支える子育て相談・支援体制の充実に取り組みます
⑦地域ぐるみで豊かな緑と水辺を守り、うるおいのある環境づくりを進めます
⑧ゴミの不法投棄をさせないなど、快適で美しい資源循環型のまちづくりを進めます

３．みんなの力で安全と安心を守るまち

⑨援助が必要な人を支えあうセーフティネットづくりを進めます
⑩コミュニティ意識を高め、ぬくもりのあるまちをつくります
⑪自主防災・防犯活動を充実し、犯罪や災害への備えに努めます
⑫迷惑駐車を無くすとともに、交通事故を無くす運動を進めます

４．地域の魅力アップ

⑬農空間を守り豊かな景観を保持するとともに、新しい農業振興に努めます
⑭若年から成熟世代までの幅広い参画により、地場産業や観光の振興に努めます
⑮歴史遺産の保全と活用を図り、個性あふれるまちづくりを進めます
⑯地場産品の太子ブランド化で、にぎわいの創造をめざします
⑰行政の情報公開を進め、住民参加のまちづくりをめざします

資料　用語の解説

頁	注番号	用　　語	解　　説
1	注1	協働	同じ目的を達成するために、協力して働く（行動する）こと（本総合計画では「共生」よりも積極的な協力関係にある用語としています）
1	注２	ローリングシステム	一定の計画年数をスライドさせながら、計画と実績の差などから計画を見直していく方法
2	注３	パートナーシップ	対等の立場での協力関係、提携、共同すること（本総合計画では「協働」と同義の用語としています）
4	注４	年少人口	０歳～14歳までの年齢の人口
4	注５	生産年齢人口	15歳～64歳までの年齢の人口
4	注６	老年人口	65歳 以上の年齢の人口
4	注７	第１次産業	農業、林業、漁業
4	注８	第２次産業	鉱業、建設業、製造業
4	注９	第３次産業	商業、金融業、運輸通信業、サービス業、自由業など第１・２次産業以外の全部の産業
11	注10	交流人口	通勤、通学、買い物、観光・レジャーなど、さまざまな目的で、他の地域から訪れる人口のこと
12	注11	共生	共存して生活すること （本総合計画では「協働」よりも消極的な用語としています）
15	注12	グリーン ツーリズム	農山漁村などに滞在し、農林漁業体験や、その地域の自然・文化に触れつつ、地元の人々との交流を楽しむ旅のこと
15	注13	エコツーリズム	自然環境や歴史文化を対象に、それらを体験し学びながら、その地域の環境と歴史の保全に責任を持つ観光のこと
15	注14	ダイヤモンド トレール	金剛葛城山系の稜線を縦走する長距離自然歩道のこと（奈良県香芝市屯鶴峯から大阪府和泉市槇尾山までのコースで全長は45㎞）
16	注15	ＮＰＯ	民間非営利組織のこと（Non Profit Organization）社会的な使命を達成することを目的とした組織であり、その活動分野は多岐に渡る

太子町第４次総合計画・基本計画

序　章　基本計画の構成 …… 21
第１章　愛着と誇りを持てるまち …… 25
第２章　いつまでも快適で生き活きできるまち … 34
第３章　みんなの力で安全と安心を守るまち … 46
第４章　地域の魅力アップ …… 51
第５章　構想の実現に向けて …… 56

序　章
基本計画の構成

1．はじめに

- 基本計画では、基本構想で定めた「太子17条のパートナーシッププラン」を具体的に進めるため、「まちづくり（パートナーシップ）指標」を設定するとともに、めざすべきまちの姿から、まちの「現状と課題」の分析を行い、重点的に取り組むべき施策を「施策の体系」で整理しています。

2．まちづくり（パートナーシップ）指標の設定

- まちづくりを効果的に進めていくためには、それが「何のために行われるのか」という目標を設定し、その効果を測る基準を明確にすることが必要です。
- また、評価可能で、具体的な指標を設定することにより、住民のまちづくりへの主体的な参加を促し、一層効果的なものにすると期待されます。
- そこで、まちづくり（パートナーシップ）指標を設定し、住民と行政がともに力を合わせて、その達成をめざします。

3．基本構想から基本計画へのフロー

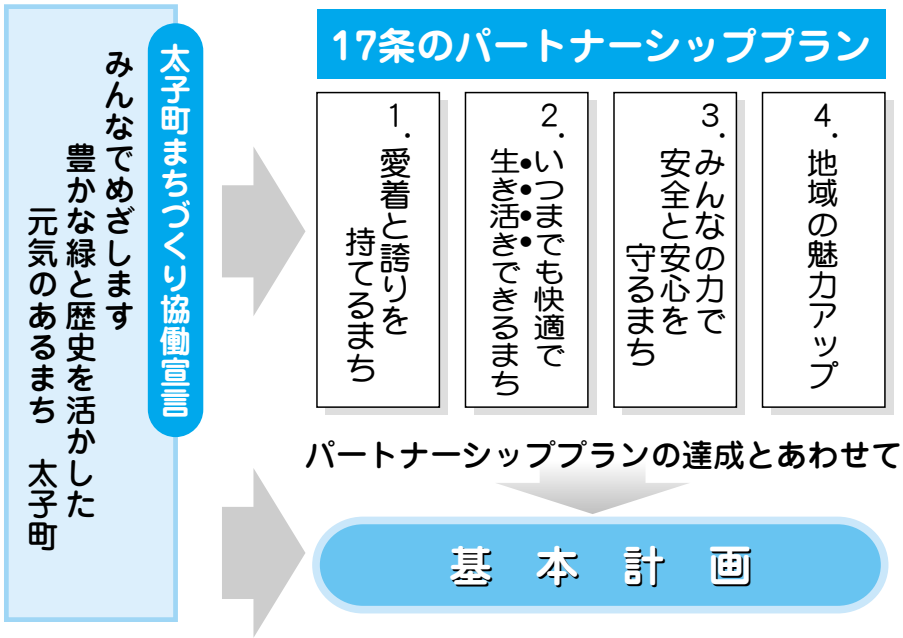

4．基本計画　施策の大綱

第１章　愛着と誇りを持てるまち〔教育・文化・人権〕

- P.26　1．特色ある学校教育を進めます
  - 1 元気な子どもを育てる学校園づくり
  - 2 学校と家庭、地域社会と一体となった教育活動づくり
- P.28　2．生涯学習・生涯スポーツ人口を増やします
  - 1 生涯学習の推進
  - 2 地域コミュニティの醸成と社会教育団体の育成
- P.29　3．地域文化を振興します
  - 1 個性豊かなコミュニティ活動の促進
  - 2 歴史文化の活用
  - 3 地域の文化財の保存と活用
- P.32　4．人権尊重のまちづくりを進めます
  - 1 人権尊重のまちづくり
  - 2 男女共同参画社会の推進

第２章　いつまでも快適で生き活きできるまち〔保健・福祉・環境〕

- P.35　1．健康づくりを支援します
  - 1 健康づくり・保健活動の充実
  - 2 母子保健活動の充実
  - 3 地域医療の充実
  - 4 保険制度の充実
- P.38　2．福祉のまちづくりを進めます
  - 1 地域福祉体制の充実
  - 2 高齢者福祉の充実
  - 3 障害者福祉の強化
  - 4 児童福祉の充実
  - 5 ひとり親家庭の福祉の充実
  - 6 低所得者福祉の充実
- P.43　3．豊かな生活環境づくりを推進します
  - 1 地球の環境を守る
  - 2 地域の環境を守る
  - 3 自然環境の保全
  - 4 地域の環境整備
  - 5 資源循環型の廃棄物処理対策の推進

第３章　みんなの力で安全と安心を守るまち〔安全・安心〕

- P.47　1．安全・安心を確保します
  - 1 安全・安心の確保
  - 2 都市基盤の充実
- P.49　2．道路交通体系を充実します
  - 1 道路交通体系の充実
  - 2 交通安全の推進

第４章　地域の魅力アップ〔産業振興〕

- P.52　1．農林業を活性化します
  - 1 農業の担い手の育成
  - 2 農空間等の活用
- P.53　2．消費生活・就労を支援します
  - 1 安全で安心な消費生活の確保
  - 2 就労支援の推進
- P.54　3．観光・レクリエーションを振興します
  - 1 観光・レクリエーションの振興
- P.55　4．商工業・サービス業を活性化します
  - 1 商工業等の活性化

第５章　構想の実現に向けて

- P.57　1．住民主体のまちづくりを進めます
  - 1 住民主体のまちづくり
- P.58　2．行財政改革を推進します
  - 1 財政基盤の確立
  - 2 情報ネットワークの構築
- P.60　3．広域行政を推進します
  - 1 広域行政の推進

5．まちづくり（パートナーシップ）指標

	条	文	まちづくりの方向	（ 指 標 ）
第１章 愛着と誇りを持てるまち	第１条	みんなが愛着と誇りを持てるまちづくりを進めます	太子町に住み続けたい と思う住民を増やします	**太子町に住み続けたい住民の割合** ●まちの定住魅力の高まりを知る指標
	第２条	地域の教育資源を活かした、特色ある学校教育・生涯学習に取り組みます	地域にふれあうことにより太子のまちが好きと思う児童・生徒を増やします	**太子が好きな子ども（太子っ子）の割合** ●太子のまちを愛する児童・生徒の割合を知る指標
	第３条	文化とスポーツを通して多様な交流を進めます	生涯にわたって学習する人を増やします	**生涯学習に取り組んでいる住民の割合** ●住民の文化活動状況を知る指標
			スポーツ活動に参加する住民を増やします	**スポーツ活動に参加している住民の割合** ●住民のスポーツ活動状況を知る指標
	第４条	一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めます	人権意識が向上していると思う住民を増やします	**人権意識が向上していると思う住民の割合** ●人権意識の向上をめざす取り組み状況を知る指標
第２章 いつまでも快適で生き活きできるまち	第５条	一人ひとりの健康づくりが進むように取り組みます	健康づくりに取り組む住民を増やします	**ふだんから健康づくりに取り組んでいる住民の割合** ●住民の健康づくりへの取組状況を知る指標
	第６条	地域で支える子育て相談・支援体制の充実に取り組みます	安心して子育てができる環境をつくります	**太子町は安心して子育てができるまちだと感じている住民の割合** ●本町における子育て環境の状況を知る指標
	第７条	地域ぐるみで豊かな緑と水辺を守り、うるおいのある環境づくりを進めます	緑や自然を守る住民を増やします	**太子町の自然環境を守る住民の割合** ●住民の環境保全活動の状況を知る指標
	第８条	ゴミの不法投棄をさせないなど、快適で美しい資源循環型のまちづくりを進めます	ごみの排出量を減らします	**１人１日当たりのごみの排出量** ●ごみの減量化状況を知る指標
第３章 みんなの力で安全と安心を守るまち	第９条	援助が必要な人を支えあうセーフティネットづくりを進めます	誰もが安心して暮らせる環境をつくります	**隣近所や地域に支えられていると感じている住民の割合** ●高齢者や障害者にとっての暮らしやすさを知る指標
	第10条	コミュニティ意識を高め、ぬくもりのあるまちをつくります	ボランティア活動に参加する住民を増やします	**ボランティア活動に参加している住民の割合** ●住民による主体的なボランティア活動への参加状況を知る指標
	第11条	自主防災・防犯活動を充実し、犯罪や災害への備えに努めます	自主防災・防犯活動に参加する住民を増やします	**自主防災・防犯活動に参加している住民の割合** ●住民の自主的な防災・防犯活動に対する参加度合、住民の防災・防犯意識を知る指標
	第12条	迷惑駐車を無くすとともに、交通事故を無くす運動を進めます	交通事故発生件数を減らします	**交通事故発生件数** ●年間交通事故による死傷者数、交通事故防止の状況を知る指標
第４章 地域の魅力アップ	第13条	農空間を守り豊かな景観を保持するとともに、新しい農業振興に努めます	農空間を守り、活用します	**遊休農地面積** ●農空間の活用状況を知る指標
	第14条	若年から成熟世代までの幅広い参画により、地場産業や観光の振興に努めます	交流人口を増やします	**観光客入込数** ●観光振興を図るため、町内への観光客を把握するための指標
	第15条	歴史遺産の保全と活用を図り、個性あふれるまちづくりを進めます	観光（歴史）ボランティアを増やします	**観光（歴史）ボランティア数** ●本町の魅力を発信したいと感じている住民の割合を知る指標
	第16条	地場産品の太子ブランド化で、にぎわいの創造をめざします	太子町産の農産物の売上高を増やします	**太子町産の農産物の売上高** ●農業の活性化を図るため、農業経営の状況を把握するための指標
第５章 構想の実現に向けて	第17条	行政の情報公開を進め、住民参加のまちづくりをめざします	情報化に対応した行政情報の提供を進めます	**太子町のホームページへのアクセス件数** ●行政情報がどれだけ伝えられているかを把握するための指標

第１章　愛着と誇りを持てるまち〔教育・文化・人権〕

まちづくり（パートナーシップ）指標

第１条　みんなが愛着と誇りを持てるまちづくりを進めます

⇒　太子町に住み続けたいと思う住民を増やします（太子町に住み続けたい住民の割合）

第２条　地域の教育資源を活かした、特色ある学校教育・生涯学習に取り組みます

⇒　地域にふれあうことにより太子のまちが好きと思う児童・生徒を増やします（太子が好きな子ども“太子っ子”の割合）

第３条　文化とスポーツを通して多様な交流を進めます

⇒　生涯にわたって学習する人を増やします（生涯学習に取り組んでいる住民の割合）

⇒　スポーツ活動に参加する住民を増やします（スポーツ活動に参加している住民の割合）

第４条　一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めます

⇒　人権意識が向上していると思う住民を増やします（人権意識が向上していると思う住民の割合）

現状と課題

少子高齢化の進展や自由時間の増大、価値観の多様化など、社会環境の変化を背景に、様々な学習活動を通じて、心身の健康や生きがいを享受する自己実現への志向が高まっています。また、急速な情報化、国際化の進展などに対応し、絶えず新しい知識や技術を習得しながら、社会に適応していく必要性が高まっています。

この変化に対応するためには、住民の高度化する欲求を満たす学習・文化・スポーツ環境を整え、身近なところで生涯学習活動を行ない、豊かな人生を支える社会を実現することが重要です。

また、生涯学習社会の基本となる家庭教育・学校教育を取り巻く環境は複雑化しています。少子化やいじめ・不登校などの問題に適切に対応し、児童・生徒一人ひとりの個性と創造性を伸ばすために、教育環境の整備が必要です。

一方、本町には文化財や史跡などが数多く残されています。今後はこれらの歴史・文化資源を住民の自発的な協力と参画のもとに保全し、活用できるよう、協働意識の醸成に取り組むことが重要です。

さらに、本町に暮らし、集う人材が社会のあらゆる場面で活躍し、生涯を通じて能力や個性を発揮しながら、生き活きと活動できる社会の実現をめざすことが必要です。

第１節 特色ある学校教育を進めます

１．元気な子どもを育てる学校園づくり

現状と課題

今日、変革・混迷の時代、また国際競争の時代に突入したと言われていますが、幼児期から義務教育期の果たす役割は、ますます重要になっています。

本町では、太子の土壌に根ざし、良き伝統を伝え、伸びやかに、心身ともに健やかに、自ら考え行動できる子どもたちを育てることを目標にしてきました。

小中学校においては、学習指導要領に基づく知識や技能の習得に加え、「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」を培い、「生きる力」の形成を重視し、少人数・習熟度別指導などを進めています。

また、入学前の体験入学の実施や障害を持つ児童生徒には、その発達状況や障害の種別・程度に応じた適正な養護教育、進路指導を推進しています。

幼稚園・小学校・中学校にはＡＬＴ（外国語指導助手）を派遣し、充実した国際理解教育や英語指導を実施するとともに、太子町の文化や生活について、地域の人材や資源を活用した学習にも取り組んでいます。

また、中学校においては業間運動（全校生徒一斉に体を動かす取り組み）や奉仕活動（町内の公園や道路の清掃活動）などにも続けて取り組んでいます。

学校給食では、実施当初から栄養バランスのとれたおいしい給食の提供と地元の食材を使い、地産地消の推進とともに食育についても取り組んでいます。

今後の課題は、これからの時代に対応した「生きる力」の育成や国際化、情報化への対応、教員の資質の向上など教育内容の充実、学校校舎等の施設・設備の計画的な整備や改修が必要となっています。

施策の体系

①「生きる力」の育成	○個人に適した指導の充実
②人権教育の充実・推進	○すべての教育活動に人権尊重の視点の導入
③国際化、情報化への対応	○ＡＬＴなど国際理解教育の推進 ○英語学習の強化
④成長過程に応じた教育内容の充実	○幼稚園・小学校・中学校の連携 ○適正な養護教育・進路指導
⑤学校施設の充実	○施設整備計画の策定
⑥教員の資質の向上	○各種研修への参加
⑦地域家庭教育の振興	○親学習・子育てネットワークの構築 ○幼児教育の充実
⑧学校給食の充実	○地産地消、食育の推進

２．学校と家庭、地域社会と一体となった教育活動づくり

現状と課題

少子化や核家族化が進展し、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。子どもたちを健全に育成していくためには、保護者などの大人が子どもたちの育成に真正面から向き合い、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力することが必要です。

本町では、学校園内だけでなく、地域社会そのものを子どもたちの学習の場として活用してきました。また、社会人や地域の人材を積極的に登用するなど、子どもの健やかな成長発達をはぐくむ教育コミュニティづくりを進めています。さらに、豊富な歴史資源を活用し、地域の協力のもと、町内各所をまわり学習する「太子町めぐり」（幼稚園）や、学校（園）菜園（幼稚園、小学校）、稲作体験（小学校）、職業体験（中学校）などの学習にも取り組んでいます。

子どもの安全対策については、「学校受付員」や「子どもの安全見守り隊」、「子ども110番ワーキングパトロール隊」、「青色防犯パトロール隊」を組織し、太子町の「地域力」により不審者対策を実施しています。

今後は、より一層子どもたちを地域で見守る体制づくりの強化と地域を構成するすべての人が一体となり、わが町の良き伝統を守り、育んでいくための取り組みが必要です。

施策の体系

①学校と家庭、地域社会が一体となった教育活動
- ○郷土愛の醸成
- ○子どもたちを見守る体制づくり

②地域の自然・歴史的資源を活用した教育の取り組みの推進
- ○地域特性の積極的な活用

第２節 生涯学習・生涯スポーツ人口を増やします

１．生涯学習の推進

現状と課題

国際化・情報化の進展など多様な価値観が交錯する時代の中で、成熟した社会生活を営む人々が増えています。人生のどの時期においても、より豊かな生活を求めて自ら学び、活動ができ、その成果を発揮できる社会、生涯学習社会の実現が求められています。

本町では、公民館や歴史資料館、総合体育館などの社会教育施設の有効活用に取り組むとともに、学校や地域と連携し、様々な事業を実施しています。しかし、住民の学習ニーズは多様化・高度化しており、今後は生涯学習に関する情報発信を強化し、住民との協働による取り組みを強化していく必要があります。

施策の体系

①生涯学習の推進
- ○情報の集約・発信の強化
- ○自主活動の成果を活用する仕組みづくり

②多様な交流の促進
- ○地域の特性に特化した学習プログラムの開発

２．地域コミュニティの醸成と社会教育団体の育成

現状と課題

地方分権の進展や少子高齢化とともに犯罪を助長する情報の氾濫などこれまでの常識や枠組みを大きく揺るがす社会状況の中で、地域コミュニティへの期待が高まっています。

本町では社会教育団体の育成をはじめ、青少年健全育成事業の推進などを通して地域コミュニティ活動の維持継続を図ってきました。しかし、多様な世代の交流や自主的な活動などが課題となっており、「町民体育祭」や「ふれあいＴＡＩＳＨＩ」などの見直しなど持続可能な地域コミュニティの交流の場として施策を拡充する必

要があります。

一方、青少年の健全育成については、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、時代に対応した取り組みや青少年による主体的な活動の機会の充実が必要となっています。

施策の体系

- **①コミュニティ活動の推進**
  - ○活動を担うリーダー等の人材育成
  - ○活動の場や情報の提供などの支援

第３節 地域文化を振興します

１．個性豊かなコミュニティ活動の促進

現状と課題

近年の都市化によるライフスタイルや価値観などの変化が、地域コミュニティのあり方にも大きな影響を与えています。本町においても相互扶助といった住民意識が希薄になってきています。しかし、阪神・淡路大震災などの大災害の復興支援や地域の防犯パトロールなどに見られるように、地域住民のコミュニティ活動やボランティア活動は大きな役割を果たしてきました。

本町では、伝統的なコミュニティと新しいコミュニティが混在し、価値観や地域特性が多様化しています。今後は、まちの特性を踏まえ、「ふれあい」や「ぬくもり」を基礎とし、住民が主体となってふるさと意識を育くむコミュニティづくりを進め、活発なコミュニティ活動を促進する必要があります。

施策の体系

- **①ボランティア精神とコミュニティ意識の啓発**
  - ○まちの伝統行事等の活用
- **②地域コミュニティの核の育成**
  - ○社会教育団体の育成
  - ○リーダーの発掘と育成
- **③地域コミュニティ活動の推進**
  - ○世代間交流の促進
  - ○住民の交流促進
  - ○環境づくりへの取り組み
  - ○地域文化の継承・発展
- **④コミュニティづくりへの支援**
  - ○公共施設の有効活用
- **⑤青少年の健全育成**
  - ○家庭と地域での教育力の増進
  - ○子どものコミュニティへの参加の促進

２．歴史文化の活用

現状と課題

近年、歴史文化遺産の持つ多様な魅力が注目されています。また、地域の活性化のシンボルとして、まちづくりに活かす取り組みが増えています。

本町には叡福寺や用明・推古・孝徳天皇陵などの古墳群や最古の官道といわれる竹内街道など、歴史資源が多く存在し、本町の大きな特色となっています。

これらの豊かな歴史資源の調査、整理、研究に取り組み、その保存と保護意識の高揚に努めていますが、今後は、まちのシンボルとして地域の住民が主体的に保存活用を進めることができる仕組みづくりが必要です。

また、国によって歴史国道として選定された竹内街道や国登録文化財大道旧山本家住宅に代表されるような町並みや景観、歴史資料館、道の駅を地域で有効に活用し、歴史学習や地域振興の拠点として位置付けていく必要があります。

施策の体系

- **①歴史資源・資料の調査研究と基本資料の整備**
  - ○文化財の整備活用
  - ○歴史的町並みの保全・整備
- **②歴史学習の推進**
  - ○学習機会の拡充
  - ○学習拠点の整備・充実

３．地域の文化財の保存と活用

現状と課題

貴重な文化財は地域で責任を持って大切に保存することの重要性とともに、その文化的な価値の積極的な活用や地域の誇りとしてまちづくりに活用することが期待されています。

現在、町の文化財保護については、国指定・府指定物件や埋蔵文化財、建築物など、様々な文化財の調査･保存に取り組んでいますが、まだ、町内には未整理・未発見の文化財が存在することも考えられることから、さらなる調査を進めることが必要です。

これらの文化財を活用し歴史学習の資源とするとともに、まちづくりの資源として地域で文化財を保護する取り組みや史跡、竹内街道などの景観を損なうことなく整備することが必要です。

◆太子町の主要文化財一覧　（資料：生涯学習課）

種別	名　称	種別	名　称
（国の指定）		（府の指定）	
重要文化財	叡福寺聖霊殿（附玄関）	建造物	叡福寺石造五輪塔
	叡福寺多宝塔		叡福寺金堂（附棟札）
	絹本着色文殊渡海図		叡福寺鐘楼
	高屋連枚人墓誌	彫刻	叡福寺隔夜堂石造阿弥陀如来坐像
	紀吉継墓誌	建造物	松井塚古墳石棺
史跡	鹿谷寺跡		鶏形埴輪（寺山出土）
	岩屋		伽山墳墓出土帯金具・刀子
	二子塚古墳	民俗文化	西国巡礼三十三度行者関係資料
	一須賀古墳群	史跡	叡福寺境内
（国の登録）			仏陀寺古墳
	山本家住宅（主屋・西蔵・東蔵・高塀）		御嶺山古墳
	大道旧山本家住宅（主屋・離れ〈渡り廊下付〉）		伽山墳墓
		天然記念物	栂井邸の椿
	大道旧山本家住宅（蔵）		鎌田邸のくす

施策の体系

- **①文化財の保存と活用**
  - ○歴史資料の調査・整理
  - ○住民と行政による調査などの取り組み
- **②歴史的景観の保持と活用**
  - ○野外施設としての活用の検討
- **③歴史学習の推進**
  - ○体系的・総合的な取り組み

第４節 人権尊重のまちづくりを進めます

１．人権尊重のまちづくり

現状と課題

国際的にもさまざまな人権に関する規約や条約が批准、採択され、国内においても「人権教育や人権啓発の推進に関する法律」、「人権擁護施策推進法」が公布され人権尊重の気運の醸成が進んでいます。

本町では、昭和56年に「世界連邦平和都市宣言」を、また、町議会においては、昭和60年に「非核平和都市宣言」を決議し、平成６年には「人権擁護都市宣言」を採択、平成14年には「太子町人権尊重のまちづくり条例」、平成17年３月に「太子町人権行政推進プラン」を策定し、住民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めています。

しかし、一方ではインターネットによる差別事象が多発するなど陰湿化、悪質化しています。

また、同和問題に関しては、戸籍の不法請求等による就職や結婚における差別事象、新たな人権侵害の事件としてはＤＶ（配偶者等や親しい関係者からの身体的・心理的暴力）、児童虐待などが発生するなどしており、今後とも人権を尊重するまちづくりへの取り組みが必要です。

施策の体系

- **①人権意識の高揚**
  - ○人権相談員の充実
  - ○人権啓発活動の推進
- **②非核平和の推進**
  - ○非核・平和都市宣言の尊重

２．男女共同参画社会の推進

現状と課題

社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かな生活を送るためには、男女がお互いを尊重し、性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮することができる社会の実現が求められています。

本町では、平成10年に「太子町女性プラン」を策定し、男女平等は自分たちの生活に直接関わるものであり、固定的な性別役割分担を無くすことは男女共同参画社会を実現する基礎であるとの認識のもとに施策を推進してきました。

しかし、現実には、「男は仕事、女は家庭」という固定的な意識や女性への能力的な面での偏見は社会の多くの分野に慣習、慣行として残っています。

今後はさらに、社会の対等なパートナーとしてお互いを認め、活

躍することができる社会の実現に向けた取り組みが必要です。

施策の体系

①両性の平等を進める意識改革の推進 ── ○啓発活動の推進

（資料）協働事業例一覧

章	協働事業の例（仮称含む）	内　　容	今後の方向性等
第１章	子ども安全見守り活動	地域のボランティアによる子どもの見守り活動	地域ボランティアの強化
	町民体育祭	ボランティアによる運営	参加ボランティアの拡大
	歴史文化相談センター（仮）	ボランティアによる古文書、古民家・寺社の建築物などの調査、資料の整理	将来的にはＮＰＯ取得を検討
	総合型地域スポーツクラブ（仮）	年齢や種目を越えた広義のスポーツクラブ	将来的にはＮＰＯ取得を検討

第２章　いつまでも快適で生き活きできるまち〔保健・福祉・環境〕

まちづくり（パートナーシップ）指標

第５条　一人ひとりの健康づくりが進むように取り組みます

⇒　健康づくりに取り組む住民を増やします（ふだんから健康づくりに取り組んでいる住民の割合）

第６条　地域で支える子育て相談・支援体制の充実に取り組みます

⇒　安心して子育てができる環境をつくります（太子町は安心して子育てができるまちだと感じている住民の割合）

第７条　地域ぐるみで豊かな緑と水辺を守り、うるおいのある環境づくりを進めます

⇒　緑や自然を守る住民を増やします（太子町の自然環境を守る住民の割合）

第８条　ごみの不法投棄をさせないなど、快適で美しい資源循環型のまちづくりを進めます

⇒　ごみの排出量を減らします（１人１日当たりのごみの排出量）

現状と課題

わが国の高齢化率は平成15年に19.0％となり、平成32年には４人に１人が高齢者になると予測されており、少子化の進展とともに人口減少社会の到来という、かつて経験したことのない社会への対策が求められています。

そうした少子高齢化の時代において、本町の住民意識調査からも明らかなように、保健・医療への関心は高く、高度で専門的な体制を拡充していくことが必要です。同時に、「自分の健康は自分で守る」意識を広め、健康増進・予防意識の向上を進めていく必要があります。また、高齢者や障害者の自立生活を地域で支える施策の充実や体制づくりとともに、社会参加の推進や生きがいづくりの場などの拡充が必要です。さらに、女性の社会進出、生活様式の多様化など、育児を取り巻く社会環境に対応した総合的な母子保健サービスが重要となっており、互いに助けあい支えあえる、地域に密着した福祉体制を強化していく必要があります。

一方、毎日の快適な生活を支えるには、うるおいのある環境づくりが不可欠です。しかし、地球規模での環境汚染から身近な近隣苦情まで、課題は山積しています。まず、地域から環境保全への取り組みを進め、本町の恵まれた自然環境や歴史資源など、豊かな生活環境を守り、次の世代に向けた環境づくりに向けて、住民と行政が一体となった取り組みが必要となっています。

第１節 健康づくりを支援します

１．健康づくり・保健活動の充実

現状と課題

住民の死亡原因の６割は、悪性新生物（がん）・心疾患・脳血管疾患などの生活習慣病が占めています。また、要介護者の増加も生活習慣病と関係の深い、寝たきりや認知症が原因となっています。

生活習慣の多様化や情報化社会における価値観の多様化など、「健康」を取り巻く環境は大きく変化してきており、一次予防（生活習慣を見直すこと）が重要になってきています。

本町では、健康で生き活きとしたまちづくりを進めるために、「健康太子21」計画を策定していますが、今後も保健サービスの充実を図り、住民とともに健康づくり運動を推進することが必要です。

施策の体系

- **①保健サービスの充実**
  - ○地域の医療機関との連携
  - ○健康ウォーキングなどの啓発活動の推進
- **②健康づくり事業の推進**
  - ○健康づくりを軸とした事業の展開
- **③生活習慣病予防対策の推進**
  - ○各種検診の実施
  - ○健康相談・教育等の充実
- **④介護予防対策の推進**
  - ○相談・訪問事業等の推進
- **⑤疾病予防対策の推進**
  - ○医師会等との連携による予防接種事業の推進
  - ○感染症予防対策の推進

２．母子保健活動の充実

現状と課題

少子化や核家族化が進展し、育児知識の継承や地域での子育て機能の低下が進んでいます。また、家族の形態や価値観も多様化するなど、子育てを取り巻く環境が大きく変化し、虐待をはじめとする子育てに関する深刻な問題が発生し、早急な問題解決が求められています。また、障害のある子どもとその家族についても、必要時に関係機関が連携を密に迅速に対応する体制づくりが課題となっています。

本町では、「太子町すこやか親子21」を策定し、親と子が健康で明るく、元気に生活できるまちづくりを進めていますが、今後とも

母子保健サービスの充実に努める必要があります。

施策の体系

- **①母子健康診査事業の充実**
  - ○発達段階に応じた各種健康診査の実施
  - ○育児・栄養相談等の充実
- **②訪問指導の充実**
  - ○安全で安心な出産・育児の推進
- **③健康相談・健康教育の充実**
  - ○乳幼児の健康管理や育児相談・教育等の実施
- **④子育て支援の充実**
  - ○保護者間の交流の場や機会の創出

３．地域医療の充実

現状と課題

生活習慣の変化や高齢化社会の進展に伴って生活習慣病やがん患者が増加しています。また、少子化や核家族化が進展し、地域との結びつきが弱まる中、子どもの健康と生命を守るため、充実した対策が必要です。

本町では、町内の医療機関をはじめとした広域医療機関の協力のもと、近隣市町村と連携し、小児急病診療等の救急医療体制の充実に努めてきました。

今後も乳幼児から高齢者まで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、適切な救急医療体制の整備を進めていく必要があります。

施策の体系

- **①地域医療体制の充実**
  - ○かかりつけ医・歯科医師の定着
- **②救急医療体制の充実**
  - ○近隣市町村・広域医療機関との連携
  - ○小児急病診療体制の充実

４．保険制度の充実

現状と課題

少子高齢化の急激な進展とともに、国民健康保険の被保険者に占める高齢者の加入割合が増えています。また、医療技術の高度化などにより、医療費が増加するなど、事業運営が非常に厳しくなって

います。国においては、医療保険制度全体の抜本的改革を検討していますが、今後その動向を踏まえるとともに、公平性の確保や納付意識の高揚に努めながら、疾病予防や健康づくりなど、保健事業を充実していくことが必要です。

本町では、乳幼児医療については、小学校就学前のすべての乳幼児を対象にするなど、制度の充実に努めてきました。

国民年金制度は老後の安定した生活を支える大切な制度ですが、未加入者･未納者が絶えない現状です。そのため、今後とも相互扶助の精神について啓発するなど、効果的な事業運営を図ることが必要です。

施策の体系

- **①保険料収納率の向上**
  - ○口座振替等の制度や徴収体制の充実
  - ○被保険者の公平性の確保
- **②医療費適正化の推進**
  - ○保健・福祉・医療との連携
- **③制度啓発の推進**
  - ○各種広報・通知などによる医療費の適正化

第２節 福祉のまちづくりを進めます

１．地域福祉体制の充実

現状と課題

核家族化や情報化など、個人の生き方が多様化したことに伴い、地域の連帯感が希薄化し、相互扶助といった助けあいの精神が失われつつあります。一方で、福祉制度へのニーズは日増しに高まっており、地域全体で福祉を考え、支えていく仕組みが必要になっています。

本町では、高齢者、障害者、児童、ひとり親、低所得者など、それぞれのニーズに応じた福祉サービスを推進してきました。
今後は、増大する福祉へのニーズに対応するため地域で福祉を支えるためのネットワークを形成し、地域福祉計画を策定して、きめ細かな取り組みを住民やＮＰＯなどと行政が協働して進めていくことが課題となっています。

施策の体系

- **①身近な相談・支援体制の推進**
  - ○地域支援ネットワークの推進
  - ○相談窓口の充実
- **②地域福祉を支える人材の育成**
  - ○社会福祉協議会との連携
  - ○人材の育成・支援
- **③地域福祉関係機関の連携強化**
  - ○ＮＰＯなど関係機関との連携
- **④虐待防止・権利擁護事業の推進**
  - ○尊厳と安心のある生活と地域見守り体制の強化
- **⑤世代間交流の推進**
  - ○交流機会の創出
- **⑥町立総合福祉センターの活用**
  - ○地域福祉拠点としての活用

２．高齢者福祉の充実

現状と課題

平成17年３月末における本町の65歳以上の高齢者数は2,378人で、総人口に占める割合（高齢化率）は16.4％になっています。これは平成７年４月１日現在における12.4％と比べると、約４％の伸びとなっています。

今後の高齢者の全人口に占める割合を見ますと、平成27年度には3,673人、22.4％と著しい伸びが予想されます。10年後の社会は、超高齢社会を迎え、とくに、後期高齢者（75歳以上）の大幅な増加が予想されます。

◆今後の高齢者人口の変化　（単位：人）

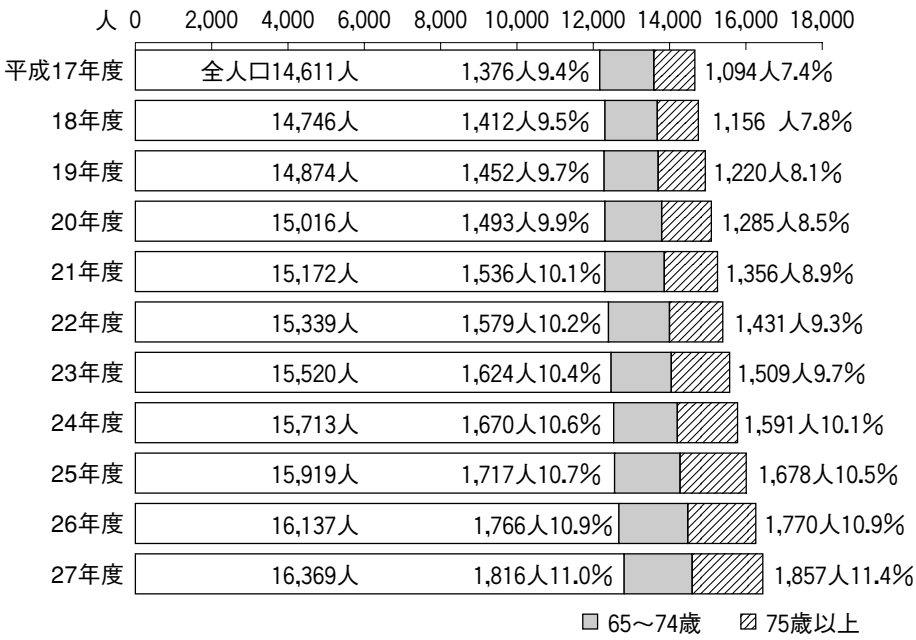

（参照：平成12年国勢調査及び以降の太子町住民基本台帳）

介護を必要とする人は、平成26年度には５人に１人となり、高齢者の増加に伴って地域で活動する人口が増える反面、介護を必要とする高齢者の増加も著しいと考えられます。

平成12年４月に介護保険制度が導入され、本町でも高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画を策定し、福祉サービスの充実に努めてきましたが、高齢者が住み慣れた地域で生きがいのある生活を送るために「要介護状態にならない」、「要介護状態が進行しない」など、生きがいづくりや健康づくり、介護予防を自らが実践できる地域づくりや自立支援を目標においた行政、介護サービスの予防重視型システムへの転換を図る必要があります。

また、高齢者に対する虐待が表面化しており、その原因の一つに、高齢者のみ世帯による老老介護や別居の家族が通い介護するなど、介護を家族だけで抱え込んでしまっている状況が見受けられます。高齢者の権利擁護については、高齢者の尊厳ある生活のために啓発・支援活動を推進することが必要です。

施策の体系

- **①高齢者地域ネットワーク（安太ネット）の整備**
  - ○「地域ケア会議」による支援
- **②総合的な介護予防システムの確立**
  - ○制度の拡充と地域との連携
  - ○地域包括支援センターの積極的な事業展開
- **③活力ある85歳をめざした予防介護予防事業の推進**
  - ○介護予防マネジメントの推進
  - ○地域住民・関係団体との連携
  - ○様々な活動への参加機会の促進
  - ○スポーツ・文化活動の推進
  - ○太子町体操（からだと頭の体操）などへの取り組み
- **④住み慣れた地域での生活の継続**
  - ○地域に密着した福祉サービスの整備
- **⑤地域で支える認知症ケアの推進**
  - ○認知症を支える地域づくり
  - ○学習機会の提供
  - ○高齢者虐待の予防と早期発見
- **⑥介護保険制度の円滑な運営**
  - ○保険給付の適正化
  - ○近隣市町村との協力体制の強化

３．障害者福祉の強化

現状と課題

ノーマライゼーション（誰もが等しく生きることのできる社会の実現）の理念に基づいて、障害者の地域での自立生活を支援するためには、地域における公（フォーマル）・民（インフォーマル）を問わない様々な支援が必要です。障害者自身が独立して生活する可能性を創り出すための多様な活動機会の創出や生活の場を整備し、地域生活を支える各種制度の利用を促進する必要があります。

平成14年度には精神保健福祉業務、平成15年４月１日には支援費制度がスタートするなど、市町村が障害者施策を担うこととなったため、本町ではこうした状況に対応して福祉サービスの拡充に努めてきました。

さらに、平成18年４月１日の『障害者自立支援法』施行をうけ、今後は福祉制度に適切に対応した相談活動やサービス提供機能の充実など、地域に根ざした福祉施策を推進していく必要があります。

施策の体系

①障害のある人とない人との理解と交流の促進	○福祉コミュニティの形成
②障害者計画の推進、見直し	○計画内容の精査 ○目標の達成
③障害福祉計画の策定	○「障害者自立支援法」に基づく計画の策定
④在宅福祉サービスの充実	○「障害者自立支援法」に基づくサービスの提供
⑤障害者に対する就労支援体制の整備	○就業・生活支援センターなどの関係機関との連携
⑥教育の重視	○自立と社会参加促進の支援 ○放課後児童健全育成事業における環境整備

４．児童福祉の充実

現状と課題

住民が、子育てと就労を両立していくため、本町では「働く親の応援団」として、“保育所待機児童ゼロ”を平成17年度に実現しました。今後も、待機児童ゼロを維持するとともに、延長保育などの特別保育等についても、新たな保育ニーズに対応するため整備していく必要があります。

また、少子化、核家族化といった近年の社会現象により、親子とも人との関わりが少なくなっています。親にとっては、子育てについて気軽に不安や悩みを相談する人が不足し、子どもにとっては、基本的な生活習慣や技能の体得といった学習の機会が不十分となっています。いつでも自由に参加できる、新たな子育ての場づくり、幼児期における学習機会の設定などの支援も求められています。

施策の体系

①子育てと就労が両立できる地域づくり	○企業や地域住民を含めた社会全体での取り組み
②保育サービスの充実	○各種保育サービス拡充の検討
③相談・支援体制の充実	○児童虐待の予防・早期発見 ○「子ねっと・太子」等体制の充実
④子ども育成計画の策定	○関係法令等を踏まえた支援策の推進

５．ひとり親家庭の福祉の充実

現状と課題

複雑・多様化する社会環境、経済動向の中、近年、離婚等による「ひとり親家庭」が増加傾向にあり、特に若年離婚による母子家庭が増加しています。

ひとり親家庭には、経済面と子育ての両面からの支援が必要であり、ひとり親家庭のプライバシーに配慮しながら、経済的自立を目標とした支援に努めていく必要があります。

施策の体系

- **①経済的自立の支援**
  - ○制度の啓発
  - ○福祉資金等の周知
- **②相談・指導事業の充実**
  - ○適切な助言・指導

６．低所得者福祉の充実

現状と課題

全国における生活保護受給率は高齢化の進展とともに、ここ10年間で上昇を続けており、本町では平成16年度末現在の人口1,000人当たりの生活保護者数は約9.52人となっています。理由別では「世帯主の傷病」によるものが全体の36.1％、「働きによる収入の減少・喪失」によるものが全体の27.8％を占めています。

生活保護受給者をはじめとする低所得者に対しては、自立・更生を促し、健康で文化的な生活を保障する諸施策が必要となっています。

施策の体系

- **①自立・更生の援助**
  - ○ハローワーク等の関係機関との連携
- **②生活指導・相談の強化**
  - ○子ども家庭センター等の関係機関との連携

第３節 豊かな生活環境づくりを推進します

１．地球の環境を守る

現状と課題

オゾン層の破壊、CO_2濃度の上昇などによる地球温暖化に見られるように、地球規模での環境汚染が進んでいると言われています。地球規模の環境問題は、国際社会全体が協力して取り組むべき重要な課題ですが、その原因や解決策は日常生活に深くかかわっており、地域に根ざした取り組みを進める必要があります。

本町では、身近な環境問題について住民意識の啓発に努めるとともに各種調査を行ってきました。

今後も、快適な環境づくりを住民、企業、行政が一体となって進め、みんなの力で良好な環境をつくり、次世代に引き継いでいく必要があります。

施策の体系

- **①地球環境保全への取り組み**
  - ○住民の環境意識・モラルの高揚
  - ○環境と共生する地域づくりの推進
- **②環境管理体制の充実**
  - ○行政主導による対策の推進
- **③環境の監視と改善**
  - ○関係機関と連携した監視体制の強化
  - ○汚染防止対策の推進

２．地域の環境を守る

現状と課題

技術の進歩や規制の強化により公害発生件数は減少していますが、都市化の進展や生活様式の変化により、近隣公害・苦情等が増加しています。

本町では、豊かな自然と良好な生活環境のため、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁の防止、自然生態系の保全や自然との共生、資源リサイクルなど、身近な生活環境の質の向上に取り組んできました。

今後は、不法投棄の防止や、ごみのポイ捨て、ペットのフンの問題など、まちの美化については、住民の主体的な行動が不可欠であり、住民と行政がパートナーシップを確立し、協働して快適で美しいまちづくりを推進する必要があります。

施策の体系

- **①環境と共生するまちづくり** ―― ○計画的な環境行政の推進
- **②環境保全対策の推進** ―― ○環境保全に関する啓発･情報提供 ○関係機関と連携
- **③公害の未然防止** ―― ○関係機関との連携の強化
- **④美しく快適なまちづくり** ―― ○クリーンキャンペーンなど環境美化活動の推進

３．自然環境の保全

現状と課題

二上山、金剛生駒紀泉国定公園など、身近な自然である国定公園については、様々な取り組みにより維持保全されてきました。

本町では、山田自然観光組合や自然を守る会などの地域団体により二上山付近についての維持管理がなされ、良好な環境を保持しています。しかし、構成員の高齢化が進み、維持管理活動をどのように保持していくかが今後の課題になっています。

施策の体系

- **①自然環境の保全活動の周知** ―― ○ボランティアの育成

４．協働で地域の環境整備

現状と課題

この太子町の豊かな環境を次世代に引き継ぐのは私たち一人ひとりの課題です。住民自らが身近な環境に関心を持ち、行政と住民が協働して環境づくりを進めていくことが必要です。

本町では、地元住民等の有志による「唐川ホタルを守る会」が発足し、緑豊かな環境を守り、身近な環境づくりを一層充実させながら、生態系に配慮した活動への取り組みが行われています。

これからは、住民主導による環境保全を進め、町並みや環境に対する意識の向上をめざすことが課題です。

施策の体系

- **①身近な環境づくりの推進** ―― ○住民と行政による維持管理体制づくりの推進
- **②水辺空間の整備** ― ○周辺住民も含めた維持管理体制の整備

５．資源循環型の廃棄物処理対策の推進

現状と課題

快適でうるおいのある生活環境のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済･生活習慣の見直しが必要です。

これからの時代は、地球環境を守り、資源を大切に使うため、不要なものは買わない、買ったものは大切に使う、不要となったものでも必要な人に譲る、ごみとして廃棄する場合でも資源として再利用できるように工夫するなど、循環型社会を形成することが重要です。

本町では、平成15年10月から「プラスチック製容器」の回収を開始するなど、分別収集計画によりその効果が得られています。

し尿処理の現状は、公共下水道の普及に伴い、収集対象戸数が漸次減少しています。

今後は、住民に対してごみ処理方針の明確化と分別収集の協力や情報提供に努め、増加する資源ごみの収集体制の充実を図っていく必要があります。また、水洗化の促進やし尿収集・処理体制の効率化を推進する必要があります。

施策の体系

- **①リサイクルをめざした地域社会づくり** ―― ○容器包装リサイクル法などの関係法令等による対応
- **②ごみの排出抑制** ―― ○事業系ごみの排出抑制
  ○資源ごみの収集体制の充実
- **③省資源型ライフスタイルの提言** ―― ○資源の再利用の促進
- **④し尿処理の効率化** ―― ○収集・処理体制の効率化

（資料）協働事業例一覧

章	協働事業の例（仮称含む）	内　　容	今後の方向性等
第２章	子育てネットワーク	児童虐待の予防をはじめ、障害者や子育てに関する支援活動	活動の定着をめざす
	「食」の自立支援	ＮＰＯによる高齢者などへの配食サービス	活動の定着をめざす
	健康生き活き体操（仮）	幼児から大人までの幅広い世代による太子町独自体操	活動の普及・定着をめざす
	健康づくり応援会議（仮）	健康太子21計画策定による各種団体の情報交換、提案など	活動の定着をめざす

第３章　みんなの力で安全と安心を守るまち〔安全・安心〕

まちづくり（パートナーシップ）指標

第９条　援助が必要な人を支えあうセーフティネットづくりを進めます

⇒　誰もが安心して暮らせる環境を創ります（隣近所に支えられていると感じている住民の割合）

第10条　コミュニティ意識を高め、ぬくもりのあるまちをつくります

⇒　ボランティア活動に参加する住民を増やします（ボランティア活動に参加する住民の割合）

第11条　自主防災・防犯活動を充実し、犯罪や災害への備えに努めます

⇒　自主防災活動に参加する住民を増やします（自主防災活動に参加している住民の割合）

第12条　迷惑駐車を無くすとともに、交通事故を無くす運動を進めます

⇒　交通事故発生件数を減らします（交通事故発生件数）

現状と課題

阪神・淡路大震災をはじめ、全国各地で頻発する自然災害は大きな被害をもたらしています。また、これらの自然災害は、国の危機管理体制の弱点を露呈させ、さまざまなレベルでの防災対策の限界を明らかにしています。

本町では、その教訓を活かし、住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における市町村間の相互応援体制を整えるなど、災害に対する体制の充実に取り組んできました。

しかし、防災拠点や幹線道路の整備、情報の共有化など、都市基盤を充実し、減災の視点による災害対応力の強化に向けて、消防団などの活性化や住民の防災意識の高揚、地域コミュニティ活動への支援が必要です。

活発な交流を促進し、まちの発展の基盤となる道路については、通過交通量の分散や災害時における緊急輸送対策、狭あい道路の改善、住民一人ひとりの交通マナーの向上など、安全・安心の確保のための整備を今後も推進していく必要があります。

一方、犯罪の増加は全国的な社会問題となっており、地域においても防犯体制づくりや防犯運動の強化に努めてきましたが、犯罪から住民を守り、安全で安心できる暮らしを守るため、関係機関との連携強化とともに、住民の主体的な参画による防犯環境づくりなども重要な課題となっています。

第１節
安全・安心を
確保します

１．安全・安心の確保

現状と課題

近年の治安情勢は、児童虐待や家庭内暴力など、子どもや女性が被害者になる犯罪が多発しています。また､少年犯罪の増加、空き巣やひったくりなど､住民の身近なところで発生する犯罪が増加し、憂慮すべき状況にあります。

一方、都市化・核家族化・社会構造の変化に伴い、地域や近隣の連帯感が希薄化しており、無関心や見て見ぬふりといった風潮が強まっていることも地域社会における犯罪抑止力の低下につながっています。「自分たちのまちは自分たちで守る」という気運を高めるとともに、安全と安心が満たされる生活環境を培っていくことが課題となっています。

本町の常備消防事務は、富田林市に委託しており、太子分署が配備されています。また､太子町消防団による非常備消防体制が５分団で構成されていますが、団員の就労構造の変化等により、昼間における消防活動の確保が困難になっています。火災などの災害発生に迅速に対応するため、常備消防体制の強化や広域圏における連携を図るとともに、地域防災リーダーである消防団の活性化と団員の確保が課題となっています。

大規模災害に対しては、日頃から住民と行政が協働して様々な対策によって被害軽減を図るとともに、本町としての初動体制の強化を図るため、実効性のある危機管理体制を確立し、発生が懸念されている東南海・南海地震や直下型地震などの震災対策、風水害対策について、地域防災計画に基づき、災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

施策の体系

- **①防犯対策の推進**
  - ○防犯パトロールなど防犯活動の推進
  - ○警察など関係機関との連携
  - ○防犯灯などの防犯施設の整備
- **②消防・救急対策の充実**
  - ○常備消防体制の強化
  - ○消防団活動の活性化
  - ○資機材充実などの救急・救助体制強化
- **③防災・危機管理対策の確立**
  - ○専門職員の配置など町の危機管理体制の確立
  - ○災害時要援護者対策の推進
  - ○防災関係機関との連携強化
  - ○河川整備などの治山・治水対策
  - ○国民保護法への取り組み
  - ○地域における自主防災組織の育成

２．都市基盤の充実

現状と課題

まちづくりには時代に対応した機能や新しい役割が求められています。

本町では、これまで良好な住環境の整備に努めてきましたが、これからは、各種施設の維持管理をはじめ、定住魅力を高めるための取り組みとともに、まちの資源を活用するため、積極的な土地利用を進めていくことが課題になっています。

上下水道については、現在２箇所の浄水施設や配水池などの施設、老朽管の布設替えなど、設備の更新が必要となっています。また、検針や集金業務の効率化をさらに検討する必要があります。

公共下水道整備率は、すでに90％を超え、未整備区域は市街化区域の一部と市街化調整区域を残すだけとなっています。しかし、使用度を示す水洗化率が70％台であり、今後も水洗化の普及促進を図っていく必要があります。

施策の体系

- **①良好な市街地の形成**
  - ○地域特性と整合した土地利用の推進
  - ○良好な住環境の形成
- **②上水道事業の質的向上**
  - ○上水道の安定供給
  - ○効率的な水道事業の運営
- **③下水道事業の推進**
  - ○公共下水道の整備促進
  - ○下水道事業への理解と水洗化の普及促進

第２節 道路交通体系を充実します

１．道路交通体系の充実

現状と課題

車社会の進展に伴い、交通需要の多様化とともに、道路交通体系の充実が求められています。

本町では、国、大阪府などの関係機関と連携し、南阪奈道路や太子中央線の延伸など幹線道路網の整備を進めてきました。

今後は、交通車両の流れによる幹線道路の整備を検討する必要があります。また、狭幅員で対面通行ができない区間では、暮らしやすいまちづくりのため、順次整備に努めるとともに、歩行者の安全確保、高齢化社会に対応した歩道設置やバリアフリー化が求められています。

施策の体系

- **①生活道路の整備**
  - ○生活道路の整備
  - ○歩道の整備
  - ○狭あい道路の解消
- **②道路環境の整備**
  - ○歩道のバリアフリー化
  - ○緑化等道路環境の整備
- **③幹線道路の整備**
  - ○幹線道路の整備
  - ○山城バイパスの整備
- **④公共交通機関の整備**
  - ○バス路線網の充実

２．交通安全の推進

現状と課題

交通安全の取り組みにより、交通事故件数は全国的にみると減少傾向にありますが、本町においては増加傾向にあります。

交通安全対策については、一人ひとりがルールを守るという自己責任を基本としながら、高齢者、障害者、幼児などの交通弱者の安全を最優先に進める必要があります。

また、迷惑駐車が後を絶たず、緊急車両の通行や活動を妨げ、時には交通事故を引き起こす危険性もあり問題となっています。

今後は、交通安全意識や交通マナーの普及啓発を進め、安全で快適な交通環境を計画的に整備し、地域での取り組みに発展させることが大切です。

施策の体系

- **①交通安全教育の推進** ―― ○警察など関係機関との連携
- **②交通安全環境の整備** ―― ○交通安全施設の整備
  ○地域の状況に応じた交通規制
- **③迷惑駐車を無くす取り組み** ―― ○警察など関係機関との連携

（資料）協働事業例一覧

章	協働事業の例（仮称含む）	内　　容	今後の方向性等
第３章	山地美化活動	地域ボランティアなどによる二上山クリーンハイキング	参加ボランティアの拡大
	唐川ホタルを守る会	地域ボランティアによる水辺環境を守る活動	参加ボランティアの拡大
	花のあるまちづくりの会	ボランティアによる公共用地の花苗の植付け・維持管理	参加ボランティアの拡大
	自主防災・防犯活動（仮）	「自分たちのまちは自分たちで守る」ための自主的な活動	活動の定着をめざす

第４章　地域の魅力アップ〔産業振興〕

まちづくり（パートナーシップ）指標

第13条　農空間を守り豊かな景観を保持するとともに、新しい農業振興に努めます
⇒　農空間を守り活用します（遊休農地面積）

第14条　若年から成熟世代までの幅広い参画により、地場産業や観光の振興に努めます
⇒　交流人口を増やします（観光客入込者数）

第15条　歴史遺産の保全と活用を図り、個性あふれるまちづくりを進めます
⇒　観光（歴史）ボランティアを増やします（観光（歴史）ボランティア数）

第16条　地場産品の太子ブランド化で、にぎわいの創造をめざします
⇒　太子町産の農作物の売上高を増やします（太子町産の農作物の売上高）

現状と課題

長引く不況と国内需要の低下、海外転出など国内産業は深刻な空洞化が進んでいます。本町においても、地場産業の厳しい経営環境が続いています。また、農家戸数の減少や農家一戸あたりの粗生産額が低下し、農業従事者の高齢化による後継者の確保や農地管理の問題が深刻化しています。そして、地域の活力を維持するためには、既存産業の振興とともに、地域資源の活用による特産品の研究・開発など地域全体で活性化に取り組み、沈滞化したムードを打破し、住民や企業、行政が協働で「地域おこし」を図る必要があります。

また、生活様式や価値観を反映し、消費行動も多様化しており、消費者問題や省資源・リサイクルなど、消費者の自己責任に基づく主体的判断も求められています。

観光・レクリエーションにおいても、地域資源である歴史・自然環境など、活用しきれていない本町の魅力を伝えるために情報発信力を高め、観光を軸とした交流の促進が必要となっています。

そのためには、南阪奈道路の開通により広域的なアクセスが向上した強みを活かし、新たな企業の進出を誘導・支援するとともに、商工会などと連携し、既存の商工業の経営安定化、生産基盤の強化に努めつつ、地場産業の振興を強化する取り組みが必要です。

また、社会資本を有効に活用し、新たな雇用を生み出す産業構造への転換を図るため、中小企業の事業展開の支援を推進する必要があります。

第１節 農林業を活性化します

１．農業の担い手の育成

現状と課題

農業従事者の減少が進み、遊休農地が増加するなど、全国的な問題となっており、太子町でも同様の状況になっています。現在は、農業で生計を立てるのは非常に困難であり、核家族化などによる後継者不足や高齢化による人手不足がその要因となっています。

本町では、「ぶどう塾」などの取り組みなど、担い手の育成対策を進めてきました。

今後も、関係機関等と連携し、人材の確保とその育成を図るなど、地域一体となった取り組みが必要です。

施策の体系

- **①農業の担い手の育成** ―― ○関係機関等との連携強化
- **②地産地消** ―― ○新たな視点での仕組みづくり

２．農空間等の活用

現状と課題

農空間の持つ多面的な機能の保持や有効活用について、様々な取り組みが進められています。本町においては、中山間地域整備事業により、農地の持つ豊かな機能の活用に努めてきました。

今後は、農空間の活用方策の一つとして、滞在型農業体験施設・グリーンツーリズムの導入や市民農園の開設などの検討があげられますが、農家の理解を得て受け入れ体制を整える必要があります。

また、本町のような狭小農地が多い都市近郊農業の実情に見合ったものとするため、様々な角度から検討する必要があります。

一方、生活におけるゆとりの追求や環境の重視など、森林の効果や利用に対する期待が年々高まっていることから、住民の協力による森林を保全・活用する仕組みづくりも必要となっています。

施策の体系

- **①農空間の活用**
- **②森林の活用**

―― ○保全と活用などの方策の検討

第２節 消費生活・就労を支援します

１．安全で安心な消費生活の確保

現状と課題

今日の大量生産、大量消費の社会システムは、多種多様な商品が市場に登場し、便利で快適さをもたらしました。しかし、契約等に関するトラブルの増加や食品の安全に関わる事件の発生など、消費者の安全や利益を損なう問題は複雑化・深刻化する状況にあります。

本町では、消費生活に関する啓発活動などを進めてきましたが、安全で安心な消費生活のためには、消費者自らが正しい知識や情報を得ることが必要です。また、地球環境やごみ問題の深刻化の中で、環境と調和のとれた消費生活への転換が求められています。

施策の体系

- **①相談体制の充実**
  - ○消費生活相談体制の充実
- **②情報提供の充実**
  - ○幅広い情報収集
  - ○消費者問題など正しい知識の普及向上
- **③消費者教育・啓発の推進**
  - ○わかりやすい消費者教育
  - ○省資源・省エネルギーなどに関する啓発の推進

２．就労支援の推進

現状と課題

長引く景気低迷の中、雇用や就労問題が大きな問題となっており、中でも中高年齢者や若年者などの雇用・就労環境は厳しい状況が続いています。

本町では、相談体制の充実などに努めてきましたが、様々な要因によって就職が困難な人の雇用・就労機会を促進するため、地域における求人開拓、職業能力開発メニューの提供など、地域に根ざした雇用・就労支援が必要となっています。

施策の体系

- **①相談体制・情報提供の充実**
  - ○効果的・効率的な就職活動の推進
  - ○求職者にあった情報の提供
- **②職業能力開発の促進**
  - ○資格習得に向けた支援
- **③雇用・就労機会の確保**
  - ○地域の事業所、ＮＰＯ等との連携

第３節 観光・レクリエーションを振興します

１．観光・レクリエーションの振興

現状と課題

価値観の多様化や余暇時間の増大、交通網の発達に伴う移動手時間の短縮、情報化社会の進展など、日常生活における観光・レクリエーションのニーズが高まっています。また、政府の観光立国政策や大阪府観光戦略プログラムが進められている中、今後は国際的な視点で観光施策を推進する必要があります。

本町の観光・レクリエーション資源は、聖徳太子御廟や叡福寺、竹内街道などの歴史的遺産、二上山などの豊かな自然環境、ぶどう等の農産物、地車が曳行される夏祭りなど、大阪を代表する観光地となりうるポテンシャルをもっていますが、それらを十分に活用できていない状況にあります。

「平成の竹内街道」と呼ばれる南阪奈道路の開通により、関西国際空港や大阪市内、奈良県中和地域からのアクセスも飛躍的に向上し、国内外からの集客を図るため、新たな視点に立った観光施策を展開する必要があります。

また、地域の活性化につながる観光振興を行うため、住民一人ひとりが多様な観光資源を再認識するとともに、行政、観光関連団体、民間などとの連携を密にし、観光による交流を活発に行うことが課題となっています。

施策の体系

- **①観光組織体制の整備**
  - ○住民・事業者等の意識変革
  - ○観光ボランティア団体の育成
- **②観光施設等の整備**
  - ○観光案内サインの整備
  - ○来訪者の利便性向上方策の検討
- **③観光情報の提供とイベントの充実**
  - ○インターネットによる情報提供
  - ○観光モデルコースの設定
- **④特産品等の開発と販売の促進**
  - ○特産物の販売促進
  - ○特産品、郷土料理の開発
- **⑤ネットワークの充実**
  - ○広域観光ネットワークの拡充

第４節 商工業・サービス業を活性化します

１．商工業等の活性化

現状と課題

現在、全国的に商店街などの衰退・空洞化などの問題が深刻化しています。商工業は、住民生活になくてはならない施設であり、地域経済を支える重要なものです。また、近年は商品やサービスの提供だけでなく、地域情報や文化活動を発信・交流する機能も求められています。

本町は鉄道の駅がなく、他都市に見られる駅前商店街のような集積規模の施設もない中、経営者の高齢化など、厳しい状況となっています。

住民の購買流出が大半を占めている現状に対し、今後は、地元密着型の経営基盤を研究し、地元商工会を軸にした積極的な振興対策が求められています。

施策の体系

- **①経営基盤の強化**
  - ○本町の特性の活用
  - ○個別店舗の課題の整理
- **②商工会活動の活性化**
  - ○意識改革の推進
  - ○事業者の結束強化
- **③積極的な土地利用**
  - ○町外流出の抑制
  - ○集客施設の誘導
- **④顔の見えるまちづくり**
  - ○地域の顔（核）づくりの推進

（資料）協働事業例一覧

章	協働事業の例（仮称含む）	内　　容	今後の方向性等
第４章	ぶどう塾	農家を支えるボランティアの養成	参加者の拡大
	観光ボランティア（仮）	ボランティアによる観光ガイド活動等	参加ボランティアの育成
	観光案内板、観光パンフレット整備（仮）	観光協議会、観光事業者との協働（事業費負担）	仕組みづくりを検討

第５章　構想の実現に向けて

まちづくり（パートナーシップ）指標

第17条　行政の情報公開を進め、住民参加のまちづくりを進めます

⇒　情報化に対応した行政情報の提供を進めます（太子町のホームページへのアクセス件数）

現状と課題

総合計画を具体化するため、住民と行政の連携はもとより、国や大阪府などの関係機関との連携、また、社会経済情勢の変化や住民意識の的確な把握に努め、施策の点検・再構築などの仕組みづくりが必要です。

同時に、計画の実現には、住民・民間団体・ＮＰＯ・教育研究機関などの参加と協力を得ることが不可欠なものとなるため、各種情報の公開や住民からの提案を施策に反映できるシステムの構築、情報通信ネットワークの整備など、住民の活力や創意工夫を活かせる体制づくりが必要です。

また、将来のまちの発展には安定した行財政基盤を整備することが急務となっており、積極的に行財政改革を進める必要があります。同時に、福祉や環境を整えた地域づくりには広域的な視点で各市町村が連携して施策を展開することが求められています。こうした広域行政を進めるためには、南河内地域の市町村の機能分担や関係機関との連携体制の強化が重要です。

このように、今後は従来にも増して、地域づくりの主役となる住民や民間の活力・創意工夫を活かせる機会を拡充するなどの新たな視点が求められています。

第１節 住民主体のまちづくりを進めます

１．住民主体のまちづくり

現状と課題

今日では、情報技術が進歩し、簡単にいろいろな情報が手に入り、その情報を日常生活に活用できるようになりました。それにより、行政も情報提供手段が増え、積極的に行政情報を発信していくことが求められています。

本町では、これまで住民が積極的に行政に参加できるよう、広報紙やホームページなどによる広報広聴活動に努めてきました。

しかし、住民の価値観の多様化や地方分権の進展、町財政の悪化などにより、施策のプライオリティをつけて行政運営をしていかなければならなくなっています。また、住民のまちづくりに対する意識が高まる中で住民が積極的に参画できる協働体制がこれからのまちづくりの大きな課題となっています。

住民と行政とが共通の情報を持ち、相互の信頼関係と役割分担のもとにまちづくりを進めていくため、引き続き、情報公開、情報提供を進めるとともに、計画策定や政策立案などに参加できるような住民参加の仕組みを整備するなど、より多くの人々の意見が行政に反映される環境を整えていきます。

施策の体系

- **①住民参加の推進**
  - ○活動の場や情報の提供
  - ○リーダー等の人材育成
  - ○住民参加の仕組みづくり
- **②広報公聴の充実**
  - ○広報太子、町ホームページの充実
  - ○住民ニーズの把握
  - ○情報の共有化の推進

第２節 行財政改革を推進します

１．財政基盤の確立

現状と課題

バブル崩壊による景気の低迷により、経済活動は長期にわたる停滞を余儀なくされ、近年ようやく明るさを取り戻しつつあるものの依然として国、地方ともに厳しい財政運営を強いられています。

本町では、これまで行政改革大綱や緊急に取り組む行財政改革実施計画に基づき、財政基盤の整備に向け、積極的に行財政改革に取り組んできました。

しかし、町の財政状況は三位一体改革に伴う地方交付税の見直しに加え、扶助費や公債費などの義務的経費の増大により、きわめて厳しい財政運営を余儀なくされています。

このような厳しい状況にあっても、各種政策課題の推進が求められており、財政運営は、新たな時代に対応した行財政基盤の整備、柔軟で機動力のある組織機構づくり、住民に開かれたシステムづくり、積極的な財源の確保を基本姿勢として、長期的な自治体経営の観点から、より一層効率的な財政運営と自立性を高め、安定した財政基盤の確立に努めなければなりません。

施策の体系

- **①財政基盤の強化**
  - ○負担の公平化
  - ○町税収入の確保
  - ○財源確保について調査研究
- **②計画的、効率的な財政運営**
  - ○長期的な財政計画の策定
  - ○財政情報の公開

２．情報ネットワークの構築

現状と課題

ＩＴ革命と呼ばれる情報通信技術の飛躍的な発達は、社会の広範な分野にわたり、これまでとは質的に異なる極めて大きな変化をもたらしました。

このように、距離や移動に伴う障害や地域間格差を解消し、住む場所や働く場所の選択の幅を広げていく情報社会の進展は、住民の暮らしや産業構造に変化を促すと同時に、住民情報の保護やだれもが利用できるシステムの確立など、行政サービスのあり方にも新たな対応が求められています。

本町では、国の「e-Japan重点計画」に基づき、平成14年度に庁内ＬＡＮの整備を行い、ＬＧＷＡＮ接続はもとより、庁舎を含む各出先機関にもネットワークの構築を行ってきました。

今後とも、情報化の進展に対応し、職員のスキルアップを図るとともに庁内ＬＡＮ等を活用した住民サービスの向上を図る必要があります。

また、セキュリティー対策として、ファイヤーウォールの設置・ウイルス対応ソフトを導入してきましたが、このようなセキュリティー製品のみのハード面では対応しきれないほどの被害が増加しています。今後とも、住民情報を安全に守るため、徹底したセキュリティー対策を進める必要があります。

施策の体系

- **①行政におけるネットワーク化の充実**
  - ○対応するための職員育成
  - ○電子文書による統合文書管理システムの導入
- **②セキュリティー対策の促進**
  - ○情報セキュリティーポリシーの策定
  - ○セキュリティー意識の向上

第３節 広域行政を推進します

１．広域行政の推進

現状と課題

道路交通網の整備や情報通信網の発達などに伴い、地域経済圏や日常生活圏の広域化が進み、住民の行動範囲は行政区域の枠を越えて大きく拡大し、広域的な行政需要が増大しています。

また、福祉施策やごみ処理､流域下水道など、個々の自治体で処理するよりも近隣の市町村で共同で実施する方が効率的で効果があがるものや、道路整備などのまちづくり施策のように、関係する自治体が相互に連携しなければ解決できない課題については広域で施策を進めていくことが必要となっています。

本町では、これまで南河内地域広域行政推進協議会などにより、広域行政を推進するとともに、ごみ・し尿処理、流域下水道、介護保険、小児救急医療などを行ってきました。

しかし、急速に進展する少子高齢化や地方分権など、基礎自治体としての役割が見直されており、市町村合併をも視野に入れた広域行政の推進が課題となっています。

施策の体系

- **①地域間交流の推進**
  - ○地域情報・行政情報の交換
- **②広域連携の強化**
  - ○共同処理の推進
  - ○広域事業の推進

◆協働事業例一覧

注：（仮）については検討中につき名称等は仮称となっています

章	協働事業の例（仮称含む）	内　　容	今後の方向性等
第1章　教育・文化・人権	子ども安全見守り活動	地域のボランティアによる子どもの見守り活動	地域ボランティアの強化
	町民体育祭	ボランティアによる運営	参加ボランティアの拡大
	歴史文化相談センター（仮）	ボランティアによる古文書、古民家・寺社の建築物などの調査、資料の整理	将来的にはＮＰＯ取得を検討
	総合型地域スポーツクラブ（仮）	年齢や種目を越えた広義のスポーツクラブ	将来的にはＮＰＯ取得を検討
第2章　保健・福祉・環境	子育てネットワーク	児童虐待の予防をはじめ、障害者や子育てに関する支援活動	活動の定着をめざす
	「食」の自立支援	ＮＰＯによる高齢者などへの配食サービス	活動の定着をめざす
	健康生き活き体操（仮）	幼児から大人までの幅広い世代による太子町独自体操	活動の普及・定着をめざす
	健康づくり応援会議（仮）	健康太子21計画策定による各種団体の情報交換、提案など	活動の定着をめざす
第3章　安全・安心	山地美化活動	地域ボランティアなどによる二上山クリーンハイキング	参加ボランティアの拡大
	唐川ホタルを守る会	地域ボランティアによる水辺環境を守る活動	参加ボランティアの拡大
	花のあるまちづくりの会	ボランティアによる公共用地の花苗の植付け・維持管理	参加ボランティアの拡大
	自主防災・防犯活動（仮）	「自分たちのまちは自分たちで守る」ための自主的な活動	活動の定着をめざす
第4章　産業振興	ぶどう塾	農家を支えるボランティアの養成	参加者の拡大
	観光ボランティア（仮）	ボランティアによる観光ガイド活動等	参加ボランティアの育成
	観光案内板、観光パンフレット整備（仮）	観光協議会、観光事業者との協働（事業費負担）	仕組みづくりを検討

資　料　編

◆ 太子町第４次総合計画策定の経過 …… 65
◆ 太子町総合計画審議会条例 …… 67
◆ 太子町第４次総合計画基本構想・基本計画について（諮問） …… 68
◆ 太子町第４次総合計画基本構想・基本計画について（答申） … 69・70
◆ 太子町総合計画審議会委員名簿 …… 71

◆太子町第４次総合計画策定の経過

年月日	内　　容	広報掲載
H16. 7.23	太子町議会全員協議会で、第４次総合計画策定方針等を説明	
7.23	総合計画策定委員会（策定方針、策定委員設置要綱等説明）	
7.23	総合計画策定ワーキング・分野別部会（第１回）	
8.～	各課へ現総合計画達成度（評価）調査	
8.19	総合計画策定ワーキング・分野別部会（第２回）	
8.24	総合計画策定ワーキング・分野別部会（第３回）	
8.24	太子町議会全員協議会で、総合計画審議会の設置を説明	
8.27	総合計画策定ワーキング学習会（「新しい総合計画を策定されるにあたって～今、再確認しておきたいこと～」）	
9.29	総合計画策定ワーキング学習会（「～モチベーション～我々働く人のヤル気こそ最大の資源だ」）	
10.27	総合計画策定ワーキング学習会（「大阪の再生・元気倍増プラン～大阪21世紀の総合計画～」）	
10.	“総合計画審議会委員を公募します”掲載	10月号広報
10.28	太子町議会全員協議会へ総合計画審議会委員について説明	
12.21	第１回総合計画審議会（委員委嘱、役員選出、策定方針等説明）	
H17. 1.	“総合計画策定に着手しました・審議会委員紹介”掲載	１月号広報
2.10	総合計画策定ワーキング・分野別部会（第４回）	
2.～	分野別部会へ新総合計画策定のための検討課題等調査	
2.23	総合計画策定ワーキング・分野別部会（第５回）	
3.23	第４次総合計画策定のための住民アンケート調査実施（～3／31）	
4.～	町内各種団体ヒアリング（現状、今後の取組み、本町のまちづくり）	
4.22	総合計画策定ワーキング・分野別部会（第６回）	
5. 9	総合計画策定委員会（基本構想、基本計画（案）諮問、住民アンケート結果）	
5.17	第２回総合計画審議会（基本構想、基本計画（案）諮問、住民アンケート結果について）	
5.24	総合計画策定ワーキング・分野別部会（第７回）	
6. 2	太子町議会全員協議会で、第４次総合計画の住民アンケート調査結果報告	

年月日	内　　容	広報掲載
6．3	総合計画策定ワーキング・分野別部会（第８回）	７月号広報
7．	“住民アンケート調査結果について”掲載	
7.15	総合計画幹事会（基本構想（案）照会①）	
8．2	第３回総合計画審議会（基本構想素案について）	
8.18	総合計画策定ワーキング・分野別部会（第９回）	
8.18	総合計画幹事会（基本構想（案）照会②）	
9．9	総合計画策定ワーキング・分野別部会（第10回）	
10. 4	第4回総合計画審議会（基本構想（案）について）	
10. 5	総合計画策定委員会（基本構想（案）について）	
10. 6	総合計画幹事会（基本構想（案）照会③）	
10.12	総合計画策定ワーキング・分野別部会（第11回）	
11. 4	第５回総合計画審議会（基本構想答申）	
11.22	太子町議会全員協議会で第４次総合計画基本構想（案）を説明	
12. 7	総合計画幹事会（基本計画（案）照会①）	
12.19	総合計画幹事会（基本計画（案）照会②）	
H18. 1．	“基本構想がまとまりました”掲載	１月号広報
1.10	総合計画策定ワーキング・分野別部会（第12回）	
1.31	総合計画幹事会（基本計画（案）照会③）	
2．7	第６回総合計画審議会（基本計画（案）について）	
2.15	総合計画策定ワーキング・分野別部会（第13回）	
2.16	総合計画幹事会（基本計画（案）照会④）	
3.20	第７回総合計画審議会（基本計画答申）	
3.23	太子町議会全員協議会で、第４次総合計画基本計画（案）を説明	

◆太子町総合計画審議会条例（昭和43年12月18日条例第12号）

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき太子町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、町長の諮問に応じ太子町総合計画に関する事項について調査および審議する。

（組織）

第３条　審議会は、委員20人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

（１）　町議会議員

（２）　住民

（３）　学識経験を有する者

（４）　町及び関係行政機関の職員

（任期）

第４条　委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長および副会長）

第５条　審議会に、会長および副会長１人を置く。

２　会長および副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（補則）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

太 政 第 1 6 号

平成17年５月17日

太子町総合計画審議会

会長　武田　洋次　様

太子町長　吉村　久平

太子町第４次総合計画の基本構想・基本計画（案）の策定について（諮問）

本町では、平成７年度に策定しました「第３次総合計画」が平成17年度で計画期間の満了を迎えることから平成27年度を目標年次とした「第４次総合計画」（平成18年度～平成27年度）を策定しようとするものです。つきましては、太子町総合計画審議会条例第２条の規定に基づき、太子町第４次総合計画の基本構想・基本計画（案）の策定について、貴審議会でご審議をいただきたく、諮問いたします。

平成17年11月15日

太子町長　吉村　久平　様

太子町総合計画審議会
会長　武田　洋次

太子町第４次総合計画の基本構想（案）について（答申）

平成17年５月17日付け太政第16号をもって諮問のありました「太子町第４次総合計画の基本構想（案）」について、太子町総合計画審議会条例第２条の規定に基づき慎重に審議を行った結果、別添のとおり答申します。

なお、総合計画の実施にあたっては、審議会での意見や審議経過を十分に反映し、住民との協働のもと、「和」のまちづくりを基本理念とし「太子町まちづくり協働宣言」の実現に向け、今後策定する基本計画などに反映されるようお願いします。

平成18年３月20日

太子町長　吉村　久平　様

太子町総合計画審議会
会長　武田　洋次

太子町第４次総合計画の基本計画（案）について（答申）

平成17年５月17日付け太政第16号をもって諮問のありました「太子町第４次総合計画の基本計画（案）」について、太子町総合計画審議会条例第２条の規定に基づき慎重に審議を行った結果、別添のとおり答申します。

なお、総合計画の実施にあたっては、審議会での意見や審議経過を十分に反映し、太子町まちづくり協働宣言として掲げられた「みんなでめざします　豊かな緑と歴史を活かした元気のあるまち　太子町」の着実な実現に努められるようお願いします。

◆太子町総合計画審議会委員名簿

（敬称略・順不同）

条例第３条第２項第１号			
	（町議会議員）		
		浅野　克己	
		京谷　一男	
		鈴木　　憲	
		建石　良明	
		田中　祐二	
		日岡さかえ	
条例第３条第２項第２号			
	（住民）		
		浅尾よし子	婦人会会長
		上田　長一	区長会会長
		楠本　　肇	商工会監事
		河野　健三	ＰＴＡ連絡協議会会長
		小原　里佳	公　募
		福田　　優	公　募
		山本　伸子	主任児童委員（磯長小学校区）
		吉田　政夫	果樹振興会会長
条例第３条第２項第３号			
	（学識経験を有する者）		
	会　長	狩野　忠正	大阪芸術大学教授
		武田　洋次	大阪府立大学教授
		柳本　行雄	四天王寺国際仏教大学保健管理センター長
条例第３条第２項第４号			
	（町及び関係行政機関の職員）		
	副会長	那谷　定彦	太子町教育長
		山口　信彦	太子町助役
		吉田　真治	大阪府企画調整部企画室計画グループ長

※委員の異動

平成17年３月31日　山口　宗久（大阪府企画調整部企画室計画グループ長）解職
平成17年４月１日　吉田　真治（大阪府企画調整部企画室計画グループ長）任命
平成17年５月14日　上田　幸子（ＰＴＡ連絡協議会会長）解職
平成17年６月１日　河野　健三（ＰＴＡ連絡協議会会長）任命

第4次　太子町総合計画

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町山田88番地
太子町総務部政策室

平成18年4月発行

TEL　0721−98−0300
FAX　0721−98−4514
E-mail seisaku@town.taishi.osaka.jp

表紙の木は、町の木「くすのき」をイメージしています。大地に根ざした１本の幹から、枝葉を広げ、生い茂る様に住民と行政が一体となって、これからのまちづくりを進めて行く姿の情景を描いています。